

(案)

浜田市  
協働のまちづくり推進計画

全ての人が一体となった  
持続可能で元気な浜田の実現を目指して

令和4年度 ～ 令和7年度  
(2022年度) (2025年度)

令和4年2月  
浜田市

ごあいさつ

# 目次

---

<b>1 協働のまちづくり推進計画の趣旨</b> . . . . .	<b>4</b>
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置付け	
(3) 計画の期間	
(4) 計画の評価・検証	
<b>2 まちづくりの現状と課題</b> . . . . .	<b>6</b>
(1) 急速に進む少子高齢化・人口減少社会	
(2) 複雑・多様化する地域課題	
(3) 新型コロナウイルス感染症への対応	
<b>3 協働を進めるに当たっての考え方</b> . . . . .	<b>8</b>
(1) 協働とは	
(2) 協働のまちづくりの基本理念	
(3) 市民等と市の役割分担	
(4) 協働で取り組む際の共通認識 . . . . .	<b>9</b>
(5) 協働の主体 . . . . .	<b>10</b>
(6) 協働の形態 . . . . .	<b>12</b>
(7) 協働のメリット・効果 . . . . .	<b>15</b>
<b>4 協働の現状と課題</b> . . . . .	<b>16</b>
(1) 市民等及び市職員の意識調査	
(2) アンケート調査から見てきた協働の現状と課題	
<b>5 協働のまちづくりの展開</b> . . . . .	<b>21</b>
<基本方針Ⅰ> 協働の意識づくりと主体的なまちづくりの促進 . . . . .	<b>22</b>
<基本方針Ⅱ> 活動基盤の整備 . . . . .	<b>25</b>
<基本方針Ⅲ> 地域自治の強化 . . . . .	<b>27</b>
<基本方針Ⅳ> 協働の仕組みづくり . . . . .	<b>30</b>
<b>6 協働事例</b> . . . . .	<b>33</b>
<b>資料編</b> . . . . .	<b>35</b>
浜田市協働のまちづくり推進条例（逐条解説付き） . . . . .	<b>35</b>
浜田市まちづくりセンター条例・浜田市まちづくりセンター条例施行規則 . . . . .	<b>49</b>
浜田市総合振興計画審議会条例 . . . . .	<b>56</b>
浜田市協働のまちづくり検討部会設置要綱 . . . . .	<b>58</b>
地区まちづくり推進委員会の設立状況 . . . . .	<b>60</b>
NPO法人（特定非営利活動法人）一覧 . . . . .	<b>61</b>

## 用語の定義

項目	内容
まちづくり	市民等が地域の活動に参画し、自分達が暮らす地域をより住みよくしていくこと。
市民	市内に住んでいる人、市内で働く人、市内に通学する人
事業者	市内において営利を目的とする事業を行っている個人や法人
まちづくり活動団体	町内会、自治会、当該地域のまちづくりを行う各種団体 ※政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体を除く。 <主なまちづくり活動団体> ◆町内会、自治会 地縁と共助の精神に基づき、身近な住民生活において必要な諸活動に取り組むため、自主的に設置する基礎的な住民組織 ※最も身近な住民組織の名称は、町内会・自治会のほかに「行政区」や「集落」など様々です。本計画では、これらを総称して「町内会等」とします。 ◆NPO（Non Profit Organization（非営利団体）の略称） 子ども会、PTA、NPO法人やサークルといった市民活動団体など、まちづくりを目指して活動を行っている団体
地区まちづくり推進委員会	まちづくり活動団体のうち、その地区の課題の解決や活性化を図るための組織として市長が認定した団体
市民等	市民、事業者、まちづくり活動団体
地域活動	町内会等や地区まちづくり推進委員会の活動など、地域のつながりを基礎とした団体等が公共の目的のため、一定の地域で行う活動のこと。
市民活動	子ども会、PTA、NPO法人やサークルといった共通のテーマにより集まった団体等が地域等の活性化や社会的課題を解決するために行う活動のこと。

## 協働のまちづくりとは？

地域の課題を解決し、住みやすいまちをつくるため、市民と市、まちづくり活動団体と市など、複数の主体が対等な立場で連携し、協力し、共に考え、共に行動することです。その第一歩は、一人ひとりが当事者意識を持ってまちづくりに積極的に参加することから始まります。

# 1 協働のまちづくり推進計画の趣旨

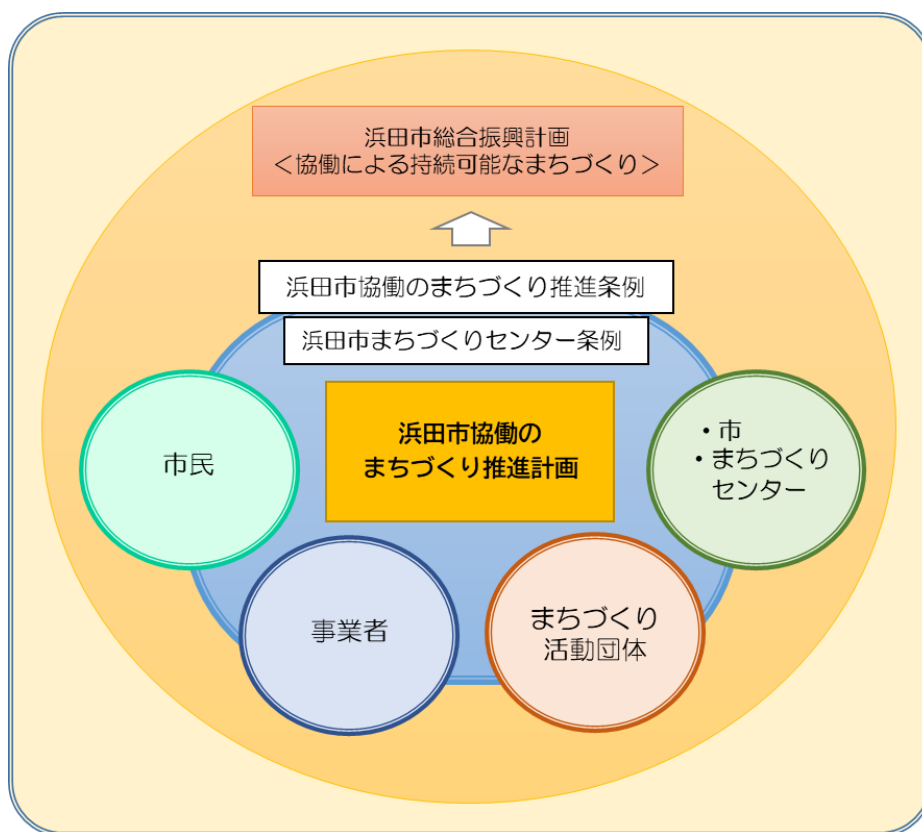
## (1) 計画策定の趣旨

浜田市協働のまちづくり推進条例（以下、「条例」という。）の目指す姿である「全ての人が一体となった持続可能で元気な浜田」の実現のために、市民等と市の両者がまちづくりの主体として、それぞれの果たす役割と責任を自覚し、協力し合いながら「協働によるまちづくり」を推進する必要があります。

本計画は、条例の基本理念の実現を目指し、実践するため、「協働」に関する基本的な考えや推進施策を示すものです。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、条例及び第2次浜田市総合振興計画の基本方針の一つである「協働による持続可能なまちづくり」の考え方にに基づき策定しました。今後、条例の基本理念及び本計画に掲げる具体的な施策により、各部門別計画の実効性を高め、協働のまちづくりを推進します。



※ 浜田市協働のまちづくり推進条例：35 ページに掲載

※ 浜田市まちづくりセンター条例：49 ページに掲載

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)までの4年間とします。

◇計画の期間及び進捗状況の評価・検証等のスケジュール

令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
計画期間			
評価・検証	評価・検証	評価・検証	評価・検証
職員意識調査	職員意識調査	職員意識調査	職員意識調査
			市民意識調査

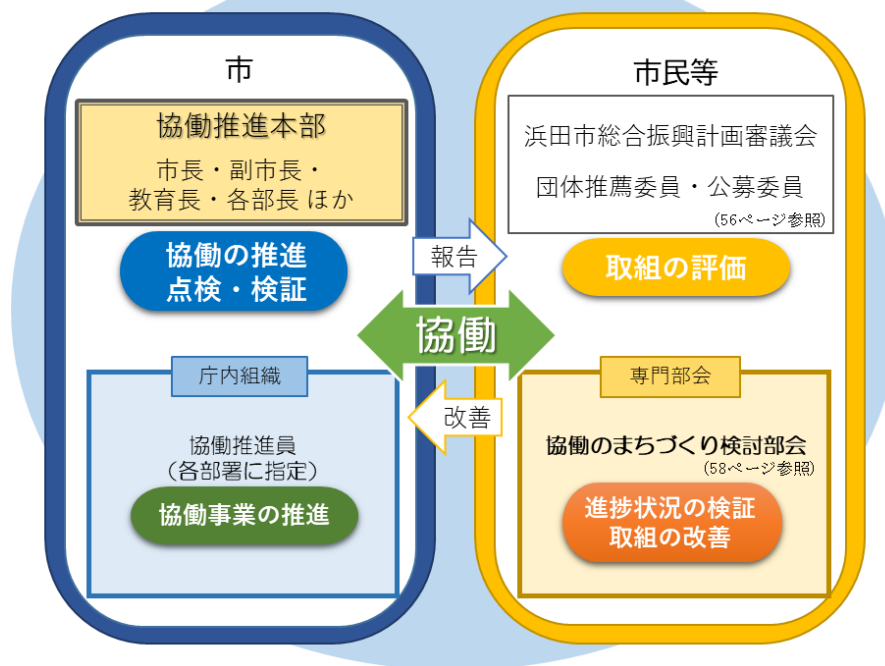
### (4) 計画の評価・検証

本計画の進捗状況の評価・検証については、外部委員による浜田市総合振興計画審議会及び協働のまちづくり検討部会において行います。

あわせて、市の組織である「協働推進本部」においても自己点検・検証を行います。

なお、本計画の改定に当たっては、「協働」に対する市民の考えを把握するとともに、まちづくり活動の現状・課題、支援に対するニーズを調査するため、市民意識調査を実施します。

### 評価・検証・推進体制

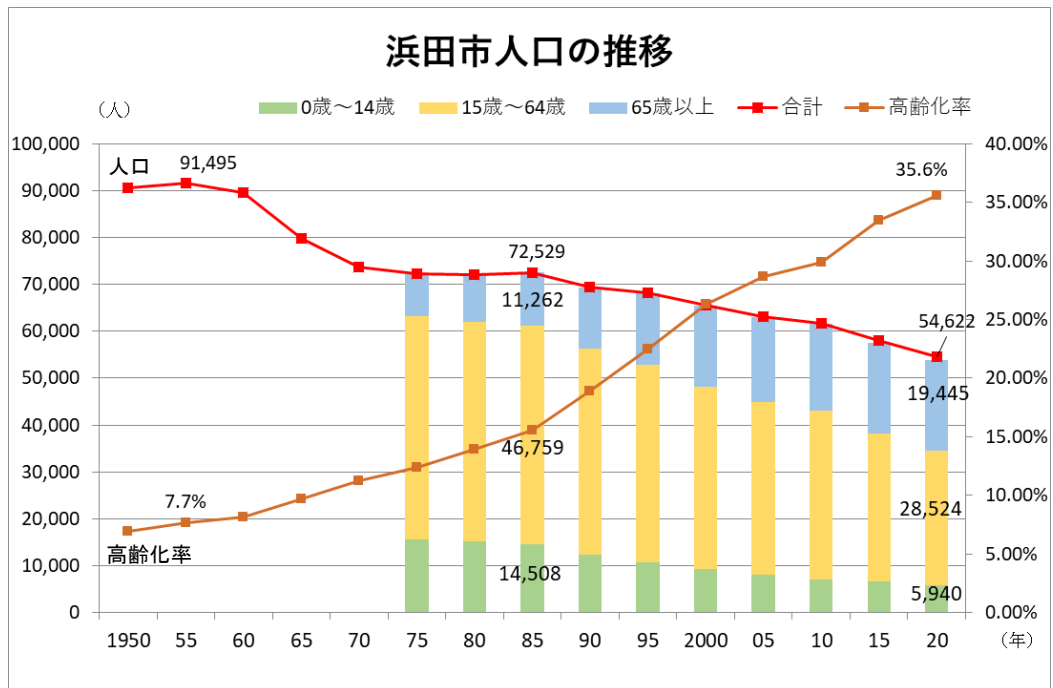


〔協働推進体制のイメージ図〕

## 2 まちづくりの現状と課題

### (1) 急速に進む少子高齢化・人口減少社会

本市では、昭和 30（1955）年の 91,495 人をピークに減少傾向が続き、令和 2（2020）年で 54,622 人と、約 65 年でおよそ 37,000 人（40%）も減少しており、高齢化率は 35.6%と、3 人に 1 人以上の市民が 65 歳以上という現状です。



※ 国勢調査の数値による。  
※ 年齢の内訳は「不詳」を除く。

出生数についても、昭和 30（1955）年の 1,595 人をピークに年々減少し、令和 2（2020）年は 317 人と、ピーク時の 5 分の 1 まで減少しています。一方、死亡数については、平成 2（1990）年までは減少傾向を示していましたが、その後増加傾向に転じています。その結果、平成 2（1990）年から平成 7（1995）年までの間に、死亡数が出生数を上回り、現在に至るまで自然減の状態が続いています。

なお、合計特殊出生率（1 人の女性が一生に産む子どもの平均数）は低下が続いた後、平成 10（1998）年以降は概ね 1.6 程度で推移し、直近の数値では 1.77 まで改善していますが、令和 2（2020）年の新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、出生数が大幅に落ち込んでいることから、数年はその影響があるものと見込んでいます。

### (2) 複雑・多様化する地域課題

人口減少・少子高齢化、自然災害、地域犯罪、子育て、環境保全、高齢者のみの世帯など、社会情勢やライフスタイルの変化、地球規模での異常気象等により、現在の地域課題は複雑・多様化してきており、「自助（自分でできることは自分で）」「公助（行政にしかできないことは行政で）」だけでは対応・解決できなくなってきました。

### (3) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和 2 (2020) 年から続く新型コロナウイルス感染症の影響は、私たちの生活に大きな変化をもたらしています。外出等の自粛や会議、事業など「集う」ことが困難になるなど、これまでの常識を大きく覆す事態となりました。これからは、ICT※技術の活用やオンラインの導入等により、時間や場所などに捉われない暮らしや働き方も選択肢の一つとし、アフターコロナに対応していくとともにSDGs※への達成に向けた取組が重要となってきます。

#### 【各団体の活動に対する新型コロナウイルス感染症の影響（団体アンケート結果）】

※アンケート結果の詳細については、16 ページに掲載

各団体の活動状況は以下のとおりとなっており、新型コロナウイルス感染症の影響が数値として表れています。一方、活動を継続している団体があることも分かります。

	新型コロナウイルス感染症の影響前		影響後
地区まちづくり 推進委員会	活発に行われていた	30.0%	20.0%
	ある程度活発に行われていた	63.3%	40.0%
	あまり活発に行われていなかった	6.7%	33.3%
	ほとんど行われていなかった	0%	6.7%
	よくわからない	0%	0%
町内会等	活発に行われていた	11.4%	4.3%
	ある程度活発に行われていた	44.3%	27.1%
	あまり活発に行われていなかった	31.4%	45.7%
	ほとんど行われていなかった	12.9%	22.9%
	よくわからない	0%	0%
NPO法人	活発に行われていた	41.2%	17.6%
	ある程度活発に行われていた	41.2%	47.1%
	あまり活発に行われていなかった	5.9%	23.5%
	ほとんど行われていなかった	11.8%	11.8%
	よくわからない	0%	0%

※ICT：「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略称

※SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称



### 3 協働を進めるに当たっての考え方

#### (1) 協働とは

協働とは、「市民等及び市が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に考え、行動すること」をいいます。

地域課題を解決し、住みやすいまちをつくるためには、複数の主体が対等な立場で連携、協力し、共に考え、共に行動することが必要です。

#### (2) 協働のまちづくりの基本理念

条例（第3条）において、まちづくりの基本理念を次のように定めています。

- ア 一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、一体的なまちづくりに向けて、積極的に取り組むこと。
- イ 人や地域のつながりを大切にし、お互いを尊重し助け合うとともに、それぞれの特性や得意分野を活かすこと。
- ウ 本市の自然、伝統及び文化を次世代に継承するとともに、地域の個性を活かすこと。
- エ お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有すること。

#### (3) 市民等と市の役割分担

市民等と市がそれぞれの役割を認識し、お互いが役割を果たすことで協働のまちづくりが推進されることにつながります。

##### 市民等の役割

- ア まちづくりの主役であることを認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画すること。
- イ まちづくりへの参画に当たっては、地域の個性を大切にし、それぞれの立場や違いを認めて行動する。

##### 〔市民等の権利〕

- ・まちづくりに参画し意見を述べること。
- ・まちづくりに関する情報を知ること。

##### 市の役割

- ア 市民等がまちづくりについて自ら考え、参画することができるよう、必要とするまちづくりに関する情報を積極的に提供する。
- イ 市民等にまちづくりについて分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応する。
- ウ 市民等が参画する様々な機会を積極的に設け、市民等の考え、意見等を把握し、まちづくりに反映する。



〔協働のイメージ図〕

※事業者及びまちづくり活動団体を含む。

## (4) 協働で取り組む際の共通認識

協働するパートナー間の共通認識を次のとおり定めます。

### ◆ 目的の共有

市民等と市は、達成しようとする目的を共有し、お互いの役割や責任分担を明らかにすることが大切です。

### ◆ 相互理解

協働を実施するに当たっては、市民等と市は相手の特徴や違い、それぞれの立場を理解するよう努めることが不可欠です。

### ◆ 相互変革

相手を理解した上で、目的を達成するために、もっと良い考え方や方法がある場合には、柔軟に対応することが大切です。

これまでのやり方に固執することなく、お互いの影響によって、双方がより良く変わることを受け入れる姿勢を持つ必要があります。

### ◆ 対等性の確保

協働を実施するに当たっては、市民等と市は対等の関係を築くことによって、活発で建設的な意見交換が可能になります。

### ◆ 自主性・自立性の尊重

協働を実施するに当たっては、市民等と市はお互いの自主性を尊重しなければなりません。

また、相互が依存関係に陥らないよう留意し、自立性を確立できる方向で実施することが大切です。

### ◆ 情報共有と検証の実施

市民等と市は、情報を共有しながら協働を進める必要があります。

また、この計画に示した共通認識の基で協働が行われているかを検証してその結果を公表し、透明性を確保することが必要です。

## ◎ 協働は目的ではなく手段！（プロセス）

協働すること自体は目的ではなく、双方の目指すところややりたいことが合致した場合に、その共通の目的を実現するための手段にすぎません。目的が一致しない、実施方法に合意できないなどの場合には無理に協働する必要はありません。協働することが目的とならないよう、協働が適する事業かどうかを見極める必要があります。

もちろん、協働によって双方の特性を活かした方が高い成果を期待できる場合は、積極的に協働という手段を選ぶことが必要です。

## (5) 協働の主体

市内には、地区まちづくり推進委員会、町内会等の地縁型組織やボランティア・NPO法人などの特定の目的のもとに集まった志縁型組織、事業者や高等教育機関など、様々な活動団体があります。また、市長の附属機関として、各地域に地域協議会を置くことを協働のまちづくり推進条例で規定しています。市やこうしたまちづくりに関わるすべての人や団体が協働の主体（パートナー）になります。

### 市民

市内に住んでいる人だけでなく、市内で働く人や市内に通学する人を含め、浜田市に関わりのある幅広い人が、協働のまちづくりに参画することにより、様々な地域課題を解決することが可能になることが期待されます。

### 事業者

事業者は、本来営利団体ではありますが、近年は企業の社会的責任（CSR）という概念の広がりにより、事業者の公益的活動としての協働は今後、進んでいくと思われます。

地域社会の一員として、社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働のまちづくりを推進することが期待されています。

### まちづくり活動団体

まちづくり活動団体は、安全・安心、文化、健康、生きがい活動などの市民ニーズへの対応や市民生活の維持、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として活動しています。

また、市民生活をめぐる保健福祉、環境衛生、安全安心、文化振興や子育てなどの各分野での地域課題についても、各団体が有する知恵や知識を活かしながら、解決に向けた取組を実施しています。

### 高等教育機関

市内には、専門的で多分野に及ぶ社会的、学術的資源を有する教育・研究機関としての役割を担う高等教育機関があります。ここでの教育や研究の成果が、地域のまちづくりに活かされるよう、日頃から連携を図る必要があります。

高等教育機関には、多くの学生が在籍しており、その学生達がまちづくりに参画することにより、若い多様な視点を取り込むことができ、より活力あるまちづくりが可能になります。

### 行政

行政は、「全体の奉仕者」として、市民等が公平・平等に受益者となるようなサービス提供を原則とし、多様な分野の公共サービスを担っています。

今後、市民等と行政が協働してまちづくりを進めていくためには、まちづくりの担い手の支援や環境整備に関わる施策の実施や、行政自体の体制の整備等が必要となっています。

## <まちづくり活動団体の例>



### 地区まちづくり推進委員会

地区の課題の解決や活性化を図るための組織として市長が認定した団体です。各地区においてまちづくり活動の中心的な役割を担っており、地域の特徴や実情に応じて、お互いの良いところを活かしたより良いまちづくりのために活動しています。

※ 地区まちづくり推進委員会の設立状況一覧：60 ページに掲載

### 町内会等

町内会等は、一定の区域に暮らす住民等で組織する任意団体で、主に住民相互の助け合いや交流等を目的とする最も身近な自治組織です。お互いが連携を深めながら、住み良い地域社会を築くことを共通目標として、環境美化活動や生活安全活動、伝統文化・交流活動など基礎的なコミュニティ活動を行っています。



### NPO法人

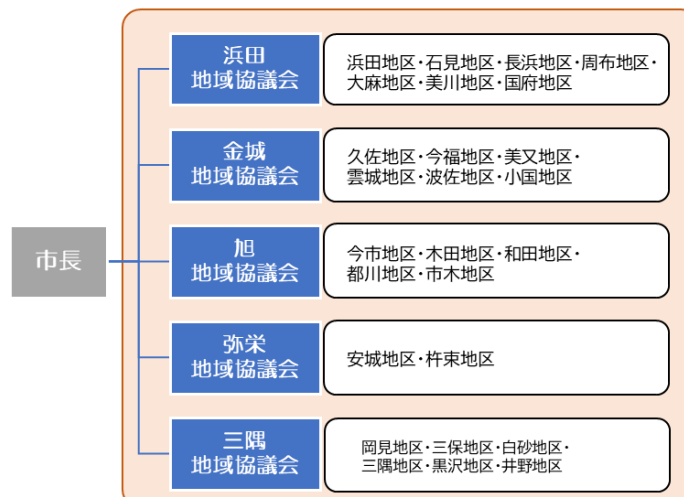
NPO法人は、NPO法に基づき所轄庁（市・県）において設立の認証を受けた組織です。NPOの特徴である「自主性」「自立性」「先駆性」「柔軟性」「多様性」等を活かし、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境など)において、社会貢献活動に取り組んでいます。

※NPO法人一覧：61 ページに掲載

## ○ 地域協議会

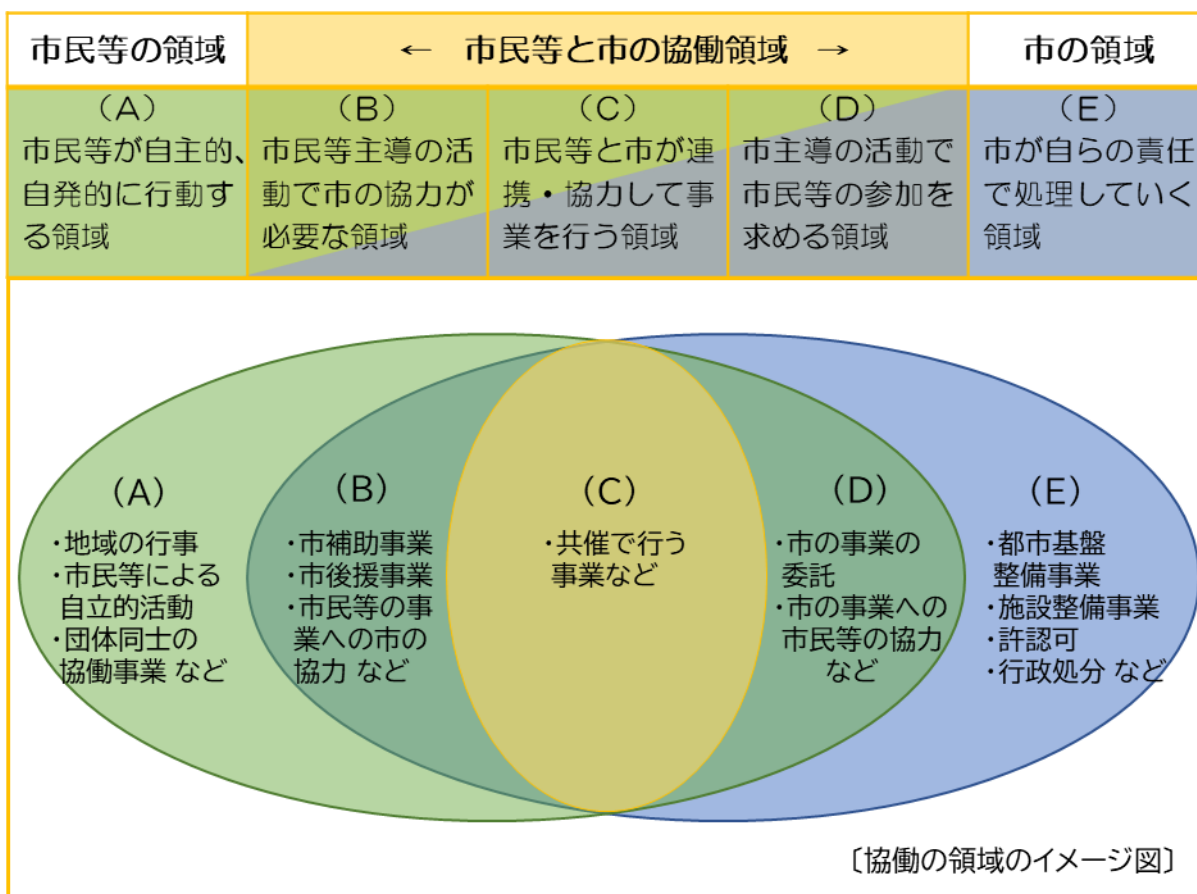
地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、市長の附属機関として、各地域に地域協議会を設置しています。

本市の最上位計画である総合振興計画を始め、市の重要施策や地域課題について調査審議し、市長に意見を述べるができることとしており、地域協議会での議論が活発に行われることで、更なる協働のまちづくりが進んでいくものと考えます。



## (6) 協働の形態

公共的な活動やサービスを、市民等と市とが担うべき役割分担で分類すると下の図のようになります。



この図で示したように、市民等と市との協働の領域は（B）から（D）の範囲と考えられます。したがって、公共的サービスをすべて協働で実施するわけではなく、（A）の領域のように市民等が専ら実施する事業、（E）の領域のように市が専ら自らの責任で実施する事業は、当然ながら今後も存在することとなります。

協働の範囲外ではありますが、（A）の領域では市は市民等の自主性を尊重すること、（E）の領域では積極的に情報を開示し、透明性の確保に努めることが大切です。

また、（A）の領域ではまちづくり活動団体間の協働も考えられます。

本計画では、まちづくり活動団体と市との協働、すなわち（B）～（D）の領域について規定します。

協働によって行う事業には、主として次のような形態が考えられます。

事業の目的や内容、期待される効果、相手の特性によって最もふさわしい形態を選ぶことが大切です。この場合において、市と協働相手とで積極的に情報を交換し、つながりを持てる信頼関係が必要です。

## 協働の領域（B）市民等主導の活動で市の協力が必要な領域

### 後援

協働相手が主体的に行う事業に対し、市の後援名義使用を承認して、信用を付与することで事業の支援をします。実施の責任は主として主催者にあります。

#### <具体的な事例>

- ・つながるネ！ット活動（西部地区（浜田））
- ・青少年保育ボランティア養成講座 など

### 補助・助成

協働相手が主体的に行う事業に対し、市が財政的な支援を行うことです。

実施の責任は主として主催者にありますが、市は事業のプロセスやお金の使途などの透明性や事業効果についての検証や公開の場を確保する必要があります。

また、団体の自立性を損なわないような補助や助成を行うことも大切です。

#### <具体的な事例>

- ・まちづくり総合交付金事業
- ・地域づくり振興事業補助金
- ・大学等高等教育機関と連携したまちづくり推進事業補助金 など

## 協働の領域（C）市民等と市が連携・協力して事業を行う領域

### 共催・実行委員会・協議会

共催は、協働相手と市が共に主催者となって、一つの事業を実施することです。

実行委員会は、事業等の実行のために関係者が集まって企画・運営を行うことです。互いが企画の段階から、話し合いを重ね、役割分担や責任の所在、経費負担、成果の帰属などを明確にして実施する必要があります。

協議会は、関係機関、有識者等を含む関係者が、知識等を提供・共有して事業を行うことです。

#### <具体的な事例>

- ・社会教育推進事業
- ・地域協議会
- ・各地域の産業祭
- ・市民憲章推進協議会 など



## 協働の領域（D）市主導の活動で市民等の参加を求める領域

### 委託・指定管理

委託は、市の事業を協働相手の特性を活かして行うことです。委託する際は、実施方法などについて、相手の意見を参考にするといった、相手の特性を活かせる配慮が必要となります。

指定管理は、協働相手の特性を活かして公共施設の管理・運営を行うことです。

#### <具体的な事例>

- ・ 浜田で学ぶ学生支援事業
- ・ 生活路線バス運行事業
- ・ 公の施設（スポーツ施設、美術館など）管理事業 など

---

### 事業への協力

協働相手または市が主体として実施する事業は、互いに目標や役割分担を取り決め、前述の形態以外で、協力し合って行うことです。協力団体を互いに紹介するコーディネートや情報提供、広報協力など多様な協力方法が考えられます。

#### <具体的な事例>

- ・ 地区まちづくり推進委員会の設立
- ・ まちづくりセンターによる各種事業 など

### ポイント！

どの形態をとる場合であっても、事業の企画・計画を立てるときや事業を行った後に改善策を考えるときは、市民等と市が熟議を重ねることが大切です。また、それぞれの立場や視点から協働相手に対して提案を行うことも考えられます。

## (7) 協働のメリット・効果

### ア 市民サービスの向上

様々な意見を取り入れることができ、地域実態や課題、ニーズに合った公共サービスを提供することができます。幅広いニーズを反映させることでより良い成果が生まれ、市民等に提供するサービスの向上につながります。

- 地域の実態や課題、ニーズに合った市民サービスを提供
- 市民等に提供するサービスの向上

### イ まちづくりの推進

協働を推進することで、まちづくりに参画する市民等が増えることが期待されます。自ら地域について考え、実践する市民等が増えることで、本市における住民自治が促進され、魅力のあるまちづくりが実現できます。

- まちづくりに参画する市民等の増加
- 自ら地域について考え、実践する市民等の増加
- 住民自治の促進による、魅力のあるまちづくりの実現

### ウ 新たな視点と実現可能性の向上

市民等の新しい発想やそれぞれの専門性を活かすことで、新たな事業に発展し、より良い成果が期待できます。

また、市だけでは実現できなかった事業の実現の可能性が向上します。

- 市民等の新しい発想による新たな事業への発展
- 市民活動の専門性発揮による、より良い成果への期待
- 市だけでは実現できなかった事業の可能性の向上



## 4 協働の現状と課題

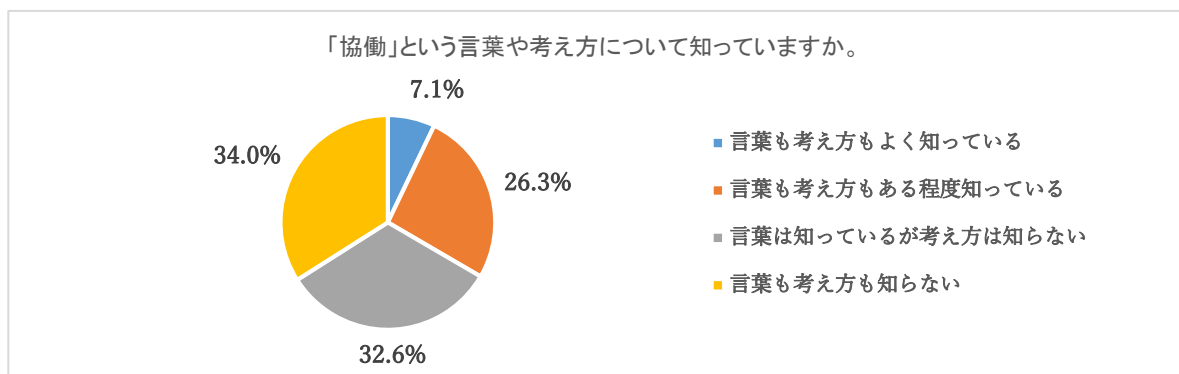
### (1) 市民等及び市職員の意識調査

市民等及び市職員の協働に対する認識、まちづくり活動や社会貢献活動の現状・課題等を把握し、推進計画に反映させることを目的として令和3年10月に意識調査を実施しました。

### (2) 意識調査から見てきた協働の現状と課題

#### ア 協働のまちづくりへの意識

約7割の市民は、「協働」の考え方について知らない。



多くの市民が「市民と浜田市が協働のまちづくりを推進していくことは必要」と考えているものの、「協働」や「浜田市協働のまちづくり推進条例」の認知度は、低い現状となっている。

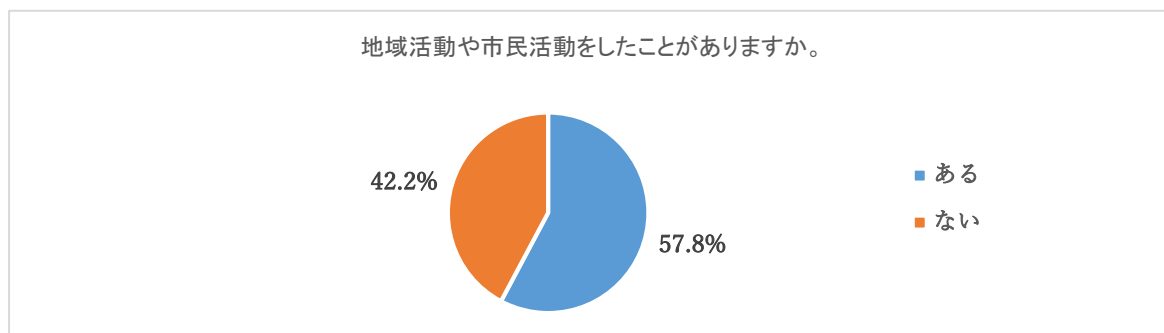
また、NPO法人、地区まちづくり推進委員会と町内会等とそれぞれで協働の必要性についての認識に差があり、協働が進まない理由としては、協働相手との調整を負担に感じていることや協働しようとしても協働に関する相談先が分からないといったことが課題となっている。

#### 必要な取組

- ・ 協働意識を高める機会の提供
- ・ まちづくり活動団体間の連携を推進及び協働に関する相談体制の整備

## イ まちづくりへの参画

約 4 割の市民は、地域活動や市民活動をしたことがない。



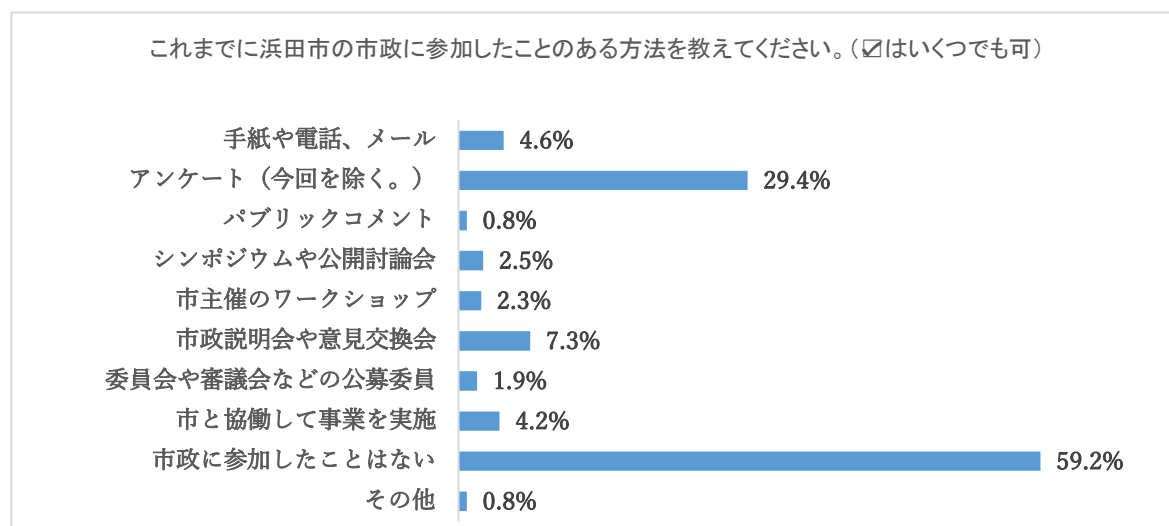
町内会等への加入率は高く、近所での支え合い・助け合いが必要だと思う市民の割合も高いものの、地域活動や市民活動をしたことがない割合が 4 割以上となっている。

町内会等に参加しない理由としては「参加するきっかけがない」「何をしているのかわからない」活動をしたことがない理由としては、「時間がない」「情報が入ってこない」などが挙げられた。

### 必要な取組

- ・地域活動や市民活動の意義等への理解の促進
- ・地域活動への興味・関心を活動につなげる取組の支援

約 6 割の市民は、市政に参加したことはない。



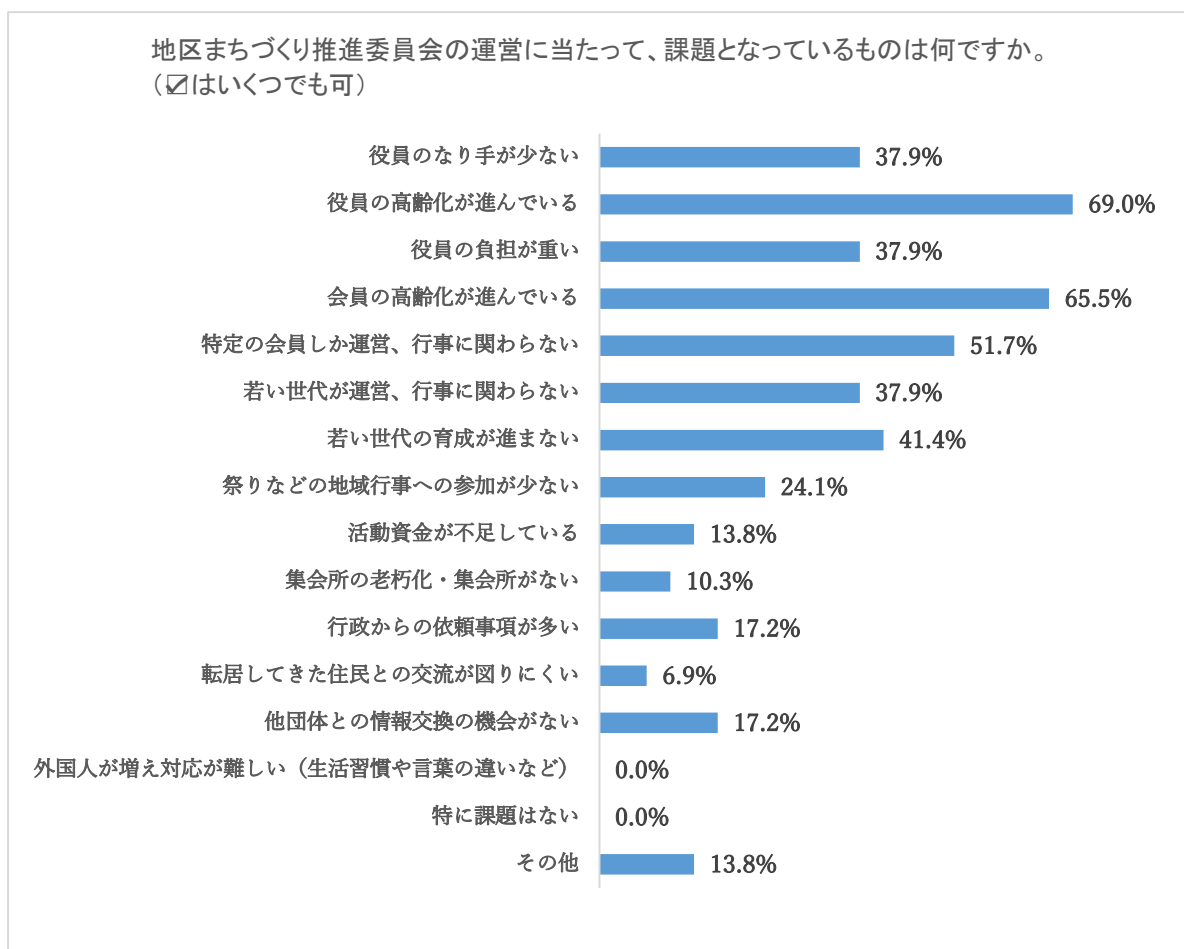
多くの市民が市政に関心を持ち、参加する必要があると考えている一方で、約 6 割が実際に市政に参加したことがない現状となっている。

### 必要な取組

- ・広く市民が市政に参加する機会の創出
- ・活用する媒体や提供機会の工夫等による、効果的な情報の発信

## ウ まちづくり活動団体

運営に当たっての課題は、役員、会員の高齢化に加え、役員のなり手不足や活動メンバーの固定化である。



地区まちづくり推進委員会、町内会等においては、役員、会員の高齢化に加え、役員のなり手不足や活動メンバーの固定化が課題となっている。また、若い世代の育成や団体間の活動内容（情報）の交流が進んでいないといった課題を抱えている団体もある。

### 必要な取組

- ・新たな人材の育成及び活動の担い手の確保
- ・まちづくり活動団体間の交流等の促進

NPO法人においては、安定的に継続した運営のための財源確保、事務処理能力の向上、助成金や補助金等の情報や手続、法人運営に関する課題を抱える団体がいる。

また、高等教育機関・事業所においては、社会貢献活動に取り組んでいるものの、人的・資金的余裕はなく、活動へのきっかけも少ないことが課題となっている。

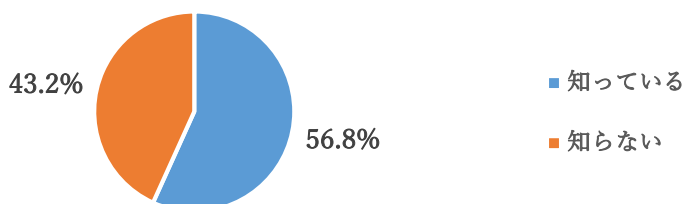
#### 必要な取組

- ・活動財源の確保
- ・事務手続や法人運営に関する相談及び支援体制の強化
- ・高等教育機関及び事業者との連携の強化
- ・まちづくり活動に参画しやすい環境の整備

## エ まちづくりセンターの現状

約 4 割の市民は、市立公民館がまちづくりセンターに移行したことを知らない。

協働のまちづくり推進条例施行に伴い、市内の公民館が「まちづくりセンター」に移行したことを知っていますか。



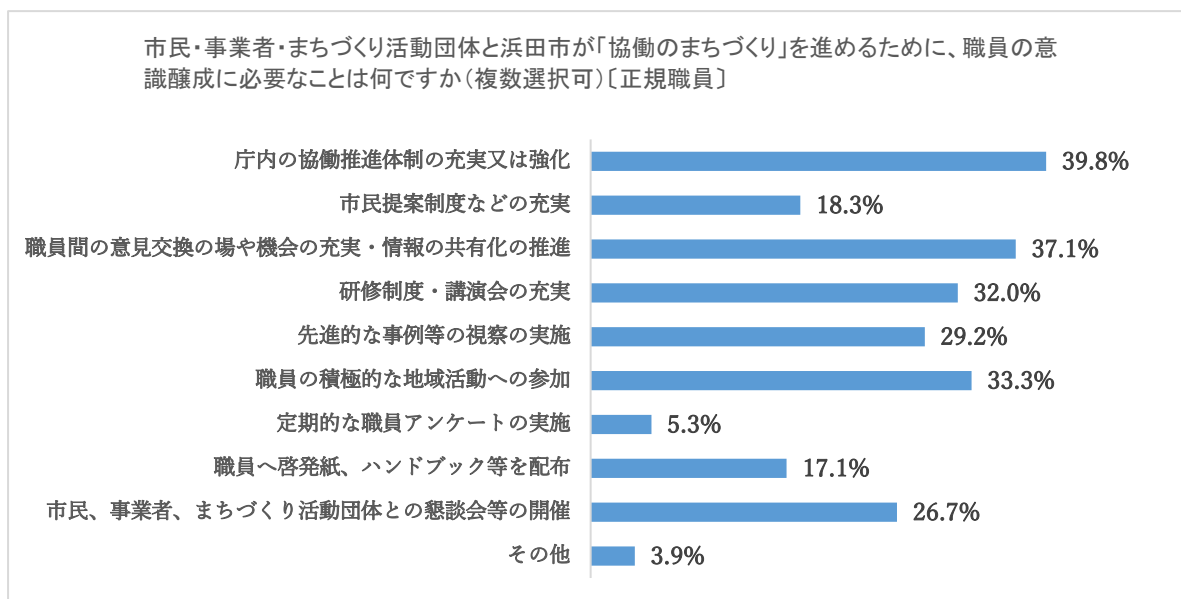
まちづくりセンターの認知度については、約 4 割が「知らない」とし、公民館やまちづくりセンターを利用、又は事業に参加したことがある割合についても半数以上が「ない」となっている。また、自由記述において「まちづくりセンターの機能を市民に周知する必要がある」といった意見があり、センターの機能・役割を広く周知するとともに機能を強化することが、協働のまちづくり推進に向けた重要な課題となっている。

#### 必要な取組

- ・まちづくりセンター機能の強化及び役割や活動に関する情報の発信

## オ 市職員の現状

職員の意識醸成には、「研修制度・講演会の充実」だけでなく、「協働できる仕組み」が必要である。

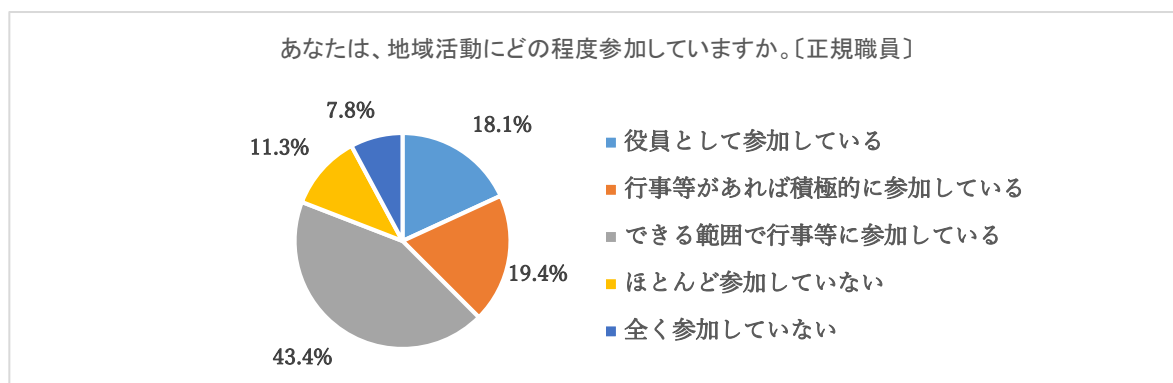


「市内の協働推進体制の充実又は強化」、「職員間の意見交換の場や機会の充実・情報の共有化の推進」など、協働を推進する環境を整備する必要がある。

### 必要な取組

- ・協働や条例の理念等についての理解の促進
- ・職員間の連携及び情報共有化の推進
- ・協働相手との相互理解及びその機会の創出
- ・協働を推進するための体制整備及び仕組みづくり

約 2 割の職員は、地域活動に参加していない。



職員の多くが町内会等に参加し、活動にも参加している。一方、町内会等に未加入または活動に参加していない（できていない）割合が約 2 割となっている。

### 必要な取組

- ・協働や協働のまちづくりに対する意識の改革

## 5 協働のまちづくりの展開

協働のまちづくりを推進するために、市民意識調査の結果や本市の現状を踏まえて、以下の4つの基本方針を設定し、方針ごとに取組の方向性を定め施策を実施していきます。

### 方針別施策体系



## 基本方針Ⅰ：協働の意識づくりと主体的なまちづくりの促進

市民一人ひとりがまちづくりの主角として自覚と責任を持てるよう意識づくりに取り組むとともに、あらゆる主体による主体的なまちづくりへの参画を促進します。

また、まちづくりセンターを協働のまちづくりの活動拠点とするとともに、これまで培ってきた社会教育の手法を活かし、地域の人材育成を図ります。

協働のまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成するための取組を実施します。

### 1 理念の共有

市民等と市が協働を実践していくためには、市だけではなくパートナーである市民等も協働を理解し、関心を深める必要があります。互いに協働の理念を共有し、市民等が積極的にまちづくりに参画しようとする意識の醸成を図ります。

#### ① 条例及び推進計画の周知等

条例及び協働のまちづくり推進計画について、分かりやすいパンフレットなどを作成し、職員及び市民等に周知及び説明を行うとともに、市民等が開催する研修会等を支援します。

#### ② 出前講座の開催

市民等が研修会等を開催する場合は、市から講師を派遣し、条例や協働のまちづくり等、市の施策や制度等について分かりやすく説明します。

### 2 人材の育成支援

地域活動や市民活動等を牽引することができる人材の育成を目的として、必要な知識や情報の習得のための研修会を開催します。また、多くの市民等が協働を考える機会の拡大に努め、新たな人材の発掘や育成を図ります。

#### ① 人材育成研修会の開催

地域で既に役員等として活動する人へのスキルアップを目的とした研修会を開催します。地域活動や市民活動等の成功事例や他地域の現状を学ぶことにより、活動内容の充実や新たな事業の展開につながる取組を進めます。

## ② まちづくり市民集会の開催

多くの市民が協働への理解と関心を深めるとともに、積極的に地域活動や市民活動等に参加しようとする意識の醸成が図れるよう、協働やまちづくりに関する市民集会等を開催します。

## 3 情報発信、共有の推進

多くの市民が市政やまちづくりに参画できるように積極的に情報発信するとともに、市民等と市が情報を共有するよう努めます。なお、情報を必要とする人が必要な情報を得やすいように様々な媒体や機会を活用します。

### ① 情報発信機能及び体制の強化

広報はまだ（市広報紙）のみならず、市ホームページ、メディア、まちづくりセンター内の掲示板など、様々な媒体や機会を活用してまちづくりに関する情報を幅広く提供し、市民等への周知を図ります。

### ② 協働事例集の作成

市民等と市が協働で実施した事業を取りまとめ、「協働事例集」を作成します。

## 4 若い世代が参加しやすい機会づくり

若い世代と年配者との世代間交流を促進し、幅広い世代で担い手を育成するとともに、地域活動の継承を進めます。また、地域の中で生きる力やふるさとへの愛着を育むため、次代を担う子どもたちの育成と地域で活動する人づくりを進める取組を行います。

### ① まちづくりセンターを拠点とした協働事業

まちづくりセンターを中心に学校と連携したふるさと教育を行い、地域、学校、家庭が一体となって子どもの育ちを支える機運を醸成するとともに、親世代と地域が関わることによる新たな人材の育成を図ります。

### ② 社会教育等の手法を活かした人材育成

地域の「ひと・もの・こと」を活用した活動を通じて、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、次代を担う子どもたちの育成を図ります。



## 5 職員の意識向上

「市民等と協働する職員」を目指し、研修や業務を通じて協働に対する理解を更に深め、常に協働の視点を持って事業に取り組みます。

また、自ら地域の一員としての自覚と責任を持ち、地域活動に積極的に参加するよう意識の醸成を図ります。

### ① 職員研修の実施

職員が協働の意味を正しく理解し、実践できるよう職員研修を定期的実施します。  
また、職員も地域の一員として地域活動に積極的に参加するよう意識の醸成を図ります。

### ② 職員意識調査の実施

職員の協働に対する理解度や地域活動や市民活動等への参加状況について、定期的に意識調査を実施します。その結果を踏まえて、職員の地域活動や市民活動等への積極的な参加を促します。

## 基本方針Ⅱ：活動基盤の整備

まちづくり活動団体や地域コミュニティ団体が主体的に行うまちづくり事業を支援するとともに安心して継続的に活動できる環境を整備します。

NPO・ボランティア団体が行う公益活動及びNPO法人の設立を希望する団体を支援します。協働のまちづくりを推進する拠点施設として、まちづくりセンターの整備を行います。

### 1 活動体制の整備

市民等が連携し、協働による活動が活性化するよう体制整備を図ります。また、団体の運営や活動について、財政的支援及び持続的な伴走支援を行うとともに市民等が参加しやすい環境づくりを行います。

#### ① まちづくり活動団体への財政的支援

市民等が主体的に行う様々な地域活動や市民活動等の継続及び拡充に向けた補助金制度を周知し、活用を支援します。

#### ② 市民相談窓口の充実

地域活動や市民活動に関する相談窓口を充実させるとともに、各団体の運営に関するマニュアル等を作成し、運営を支援します。

#### ③ 自治会活動保険の整備

市民が安心して地域活動に取り組めるよう、地区まちづくり推進委員会や町内会等が主催する活動に対する保険に市が加入し、活発な活動となるよう支援します。

#### ④ 国、県、民間等の補助金制度の情報提供

国、県、民間などの機関が実施する補助金制度の情報を収集し、まちづくり活動団体に情報提供を行うことで、地域活動や市民活動等の資金確保を支援します。

#### ⑤ 教育機関との連携の拡大

協働事業に関する情報や支援制度を高等教育機関に提供し、学生が地域活動や市民活動等に参加しやすい環境を整備します。

## ⑥ 共同研究の実施及び成果の活用

市の課題や政策について島根県立大学と共同研究を実施し、その成果の活用に向けた取組を進めます。

## 2 活動拠点の整備

まちづくり活動団体の活動をより推進するため、自治集会所等の整備等を支援するとともに、地域活動や市民活動等の拠点施設であるまちづくりセンターの整備を進めます。

### ① 集会所施設、関連設備等整備事業（地域づくり振興事業）の活用

自治集会所等の新築、改修又は修繕などで必要となる費用の一部を補助する制度を継続して実施するとともに、制度の周知を図ります。

### ② まちづくりセンターの整備

石見地区において、地域活動や市民活動等のまちづくり活動の拠点施設として、（仮称）石見第2まちづくりセンターの整備を図ります。（令和5年度着工・完成予定）

## 3 情報共有機会の創出

まちづくり活動団体が取り組む活動を市民に周知するとともに、協働に関する情報（協働の必要性、協働事例等）を収集・発信し、市民が必要とする情報を得られる仕組みづくりを進めます。

### ① 協働事業やまちづくり活動情報の発信

市内で行われる協働事業やまちづくり活動団体の情報を収集し、市ホームページ等で広く市民に発信します。

### ② まちづくり活動団体間の連携の推進

まちづくり活動団体間でそれぞれが持つノウハウを活かしつつ、活動の継続や拡充に向けて連携できる環境を整備します。

## 基本方針Ⅲ：地域自治の強化

地域の課題には、その地域独自の課題が発生しており、よりきめ細やかな対応が求められます。

これら様々な課題を解決するため、地域自治組織の組織力を強化し、他地域での活動事例を参考に、まちづくり活動団体や地域内の各種団体との協働の拡充を目指します。

そのために、必要な人材や財源を確保するとともに、自治機能の強化及び支援体制の充実を図ります。

### 1 組織力の強化及び地区まちづくり推進委員会の組織化支援

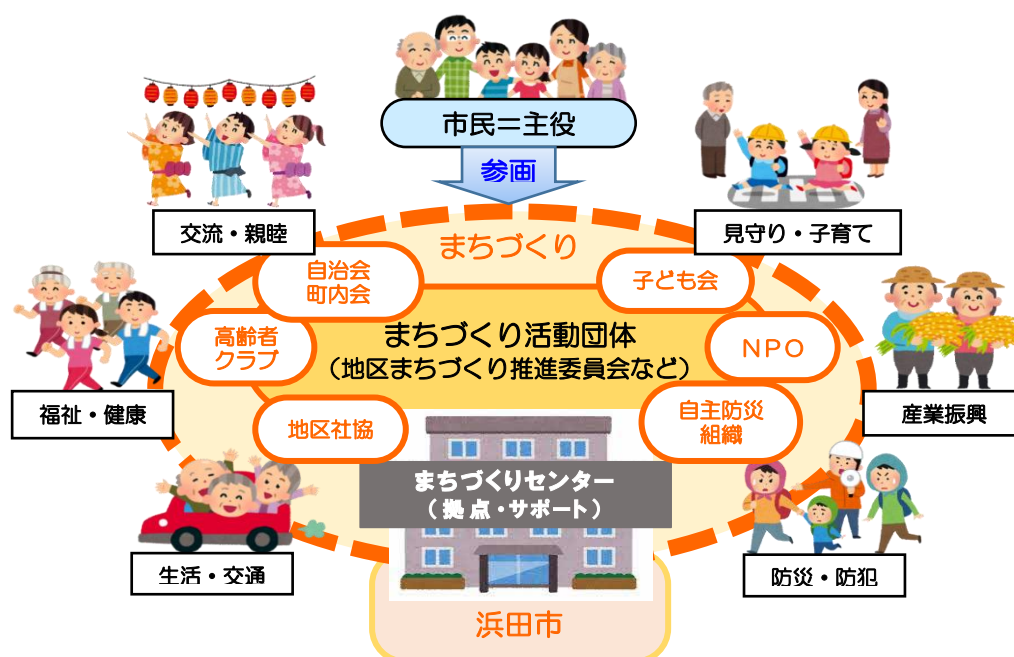
活力ある地域コミュニティを形成するため、地区まちづくり推進委員会の取組や地域の特色や個性を活かしたまちづくりを支援します。また、地区まちづくり推進委員会が未設立の地区に対しては、地域の実情に応じた組織化への支援を行います。

地域の連帯感を深め、地域住民で協力して様々な課題等に取り組むため、町内会等への加入を促進します。

なお、これらの取組をまちづくりセンター及びまちづくりコーディネーターと連携し、積極的に支援します。

#### ① 地区まちづくり推進委員会の組織化支援

まちづくりセンター及びまちづくりコーディネーターと連携し、地区まちづくり推進委員会の設立に向けその取組を支援します。



〔協働によるまちづくりのイメージ図〕

## ② 町内会等の加入促進

役員の担い手や活動への参加者や協力者を増やし、活動の活性化につなげるため、町内会等と連携して町内会等の加入の強化を図ります。

## ③ 各種手引の充実と周知

日々の活動や組織運営に必要な情報を集約し、各種手引の内容を充実するとともに、活用に向けて周知します。

## 2 活動資金の確保、充実の支援

地区まちづくり推進委員会等には、市からまちづくり総合交付金などが交付されており、日常の地域活動や地域の特色や課題に応じた取組に必要な経費として活用されています。また、拠点施設の改修等の補助や活動に必要な備品の整備に対する支援についても引き続き実施します。

なお、これらの支援制度について、より活用しやすくなるよう検証を行うとともに、市以外の様々な団体が行う補助金制度についても周知に努め、積極的な活用を促します。

### ① 活動資金の確保、検証

地域課題の解決や活性化のため、主体的に取り組む地区まちづくり推進委員会等の活動資金の確保を支援するとともに、当該制度の検証を行います。

### ② 国、県、民間等の補助金制度の情報提供（再掲）

国、県、民間などの機関が実施する補助金制度の情報を収集し、地区まちづくり推進委員会等に情報提供を行い、活動資金確保の支援を行います。

### 3 まちづくりセンター機能の充実・強化及びまちづくりコーディネーターによる支援

市民等の主体的な地域活動や市民活動等を推進するため、まちづくりセンター機能の充実・強化を図ります。

また、まちづくりコーディネーター及び市の各部署と地域課題を共有し、地域の活性化や課題解決に向けた取組を推進します。

#### ① 地域課題の把握とまちづくりコーディネーターによる支援

まちづくりセンターが中心となり、市民等と地域課題の把握及び共有を図ります。  
また、課題解決のための市民等が主体的に取り組む活動について、まちづくりセンターとまちづくりコーディネーターが中心となり、市の各部署と連携を図りながら支援を行います。

#### ② まちづくりセンター職員研修の実施

まちづくりセンター職員がまちづくり活動団体等からの相談に円滑かつ有効に対応し、まちづくり活動に必要な支援を行えるよう、各センター職員向けの研修を行うとともに、センター間の情報交換会を実施し、相談・連携機能の強化を図ります。

#### ③ まちづくりコーディネーター研修の実施

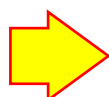
まちづくり活動団体への支援に必要な知識等の習得のため、まちづくりコーディネーターに対して研修会を実施します。

#### 公民館のコミュニティセンター化

社会教育・生涯学習の拠点である公民館に、協働のまちづくりを推進する役割を加え、その活動拠点とするため、令和3年度から市立公民館をまちづくりセンターに移行しています。これまで公民館で培われてきた活動を引き継ぎながら、社会教育の手法による人づくりを土台としたまちづくりを進めていくこととしています。



社会教育・生涯学習



社会教育・生涯学習 + 協働のまちづくり

## 基本方針Ⅳ：協働の仕組みづくり

地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、地域協議会を開催します。  
市政に市民の意見や提案を反映するため、審議会等での審議やパブリックコメントの実施等、市民参画の機会を拡充します。  
協働の考え方や手法を全庁的に進めるための体制や仕組みを整備します。

### 1 協働推進体制の整備

協働のまちづくり推進計画を着実に推進するため、庁内体制を整備するとともに浜田市総合振興計画審議会等と連携・協力をし、取組が確実に実行できるよう協働推進体制を整備します。

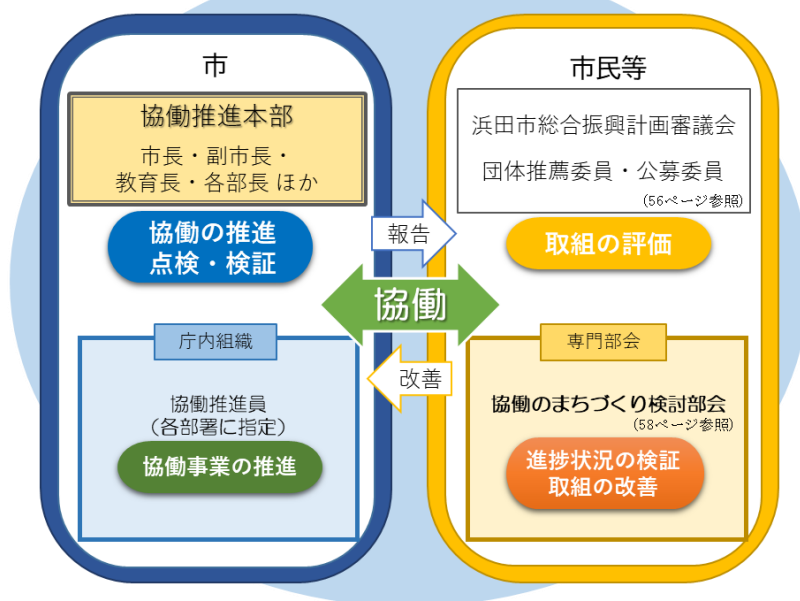
#### ① 協働推進員の指定

各部局に協働を推進するため職員（協働推進員）を指定するとともに、協働推進員を対象とした研修会等を実施します。

#### ② 評価・検証体制の整備

学識経験者、関係団体代表者及び公募市民で構成する「浜田市総合振興計画審議会」及び「協働のまちづくり検討部会」に進捗状況を報告し、評価やより良い施策とするための意見を受け、改善を行います。また、市の組織である「協働推進本部」において進捗状況を確認し、自己点検・検証を行います。

### 評価・検証・推進体制





## 2 市民参画機会の確保

市民が市政や地域活動や市民活動等を身近に感じ、参加しやすい環境の創出に取り組みます。市民参画の拡大に向けて、市民の声を聴く機会を広げ、その反映に努めます。

### ① 地域協議会との連携

地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、地域協議会と連携し、市の重要施策や地域の施策や課題について調査審議していただきます。

なお、地域協議会から出された意見については尊重し、市の行う施策等への反映に努めます。

### ② パブリックコメントの実施

市の基本的な施策等を決定する過程において、広く市民に意見等を求めるためパブリックコメントを実施します。

### ③ 市民意識調査の実施

本計画の更新に合わせて、市民、各種団体の協働に対する認識、まちづくり活動や社会貢献活動の現状・課題等を把握し、協働のまちづくりを推進するための施策や計画に反映するため、市民意識調査を実施します。

### ④ 説明会・ワークショップの開催

市民に対し、市の施策や計画などの概要について直接説明し、質疑応答や意見交換を行います。また、ワークショップ等の手法も活用し、より多くの市民の意見が反映できるよう努めます。

### パブリックコメント制度

市の基本的な政策又は制度の策定に当たり、原案の段階で、その趣旨や目的、内容等を公表し、これらに対する市民から意見や情報、専門的知識の提出を受け、提出された意見等を考慮した上で政策等の最終決定を行う制度です。

この制度は、公表した計画や施策等の案自体の賛否を問うものではなく、市民が政策等の企画立案段階に行政の意思決定に参画する機会を確保し、政策等の決定に必要とされる市民と市のパートナーシップによる協働を進めるとともに政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。



### 3 地域資源や課題の共有

地域課題を共有するとともに、多様な主体がまちづくりに参画するきっかけとなるよう、様々な交流・連携の場を設けます。

#### ① 円卓会議の促進

地域の特性や課題に応じた取組が進むよう、話し合いの場を設けるよう促すとともに、職員も積極的に参加し、地域内における資源や課題を共有します。

#### ② まちづくり活動団体間の連絡会議開催支援

情報共有や学び合いの場を設け、連携・協働することにより住民主体のまちづくりが推進されるようにまちづくり活動団体間の連絡会議の開催を支援します。

## 事例紹介

市内では、地区まちづくり推進委員会等をはじめとするまちづくり活動団体によって、住民の交流、親睦行事、安心、安全で快適なまちづくりに関する活動など、協働のまちづくりが様々な地域で実践されています。

### みはし地域ネットワーク「防災部会」

はまだ



みはし地域まちづくりネットワークにはいくつかの専門部会があり、その中の1つに防災部会があります。

防災部会は現在25名いますが、すべての町内から出ているわけではなく、有志が集まりできています。中でも、昭和63年の豪雨災害で大きな被害があった相生地域や三階・長見地域は、部会員が多いです。日頃から防災訓練や防災マップ作り等に取り組み、

災害への備えを行っています。

また、子供部会と連携を図りながら三階小学校での防災学習を3年間継続して行っており、子ども達の防災意識の向上を目指しています。

このように、防災部会は各部会とそれぞれ連携し助け合い、みはし地域の防災力が上がることを願い活動しています。



### 保護者世代女性組織「ゆるり」結成

かなぎ



今福地区まちづくり委員会による朝市「もやい市」を中心に、地域のイベント時に参画する組織として、保護者世代女性組織「ゆるり」を立ち上げました。公民館の時からチーム化を意識した研修を重ね、現在は、「持続性」、「世代間を繋ぐ役割を持つ」等を組織の目的とし活動しています。

また、保護者世代ならではの感覚やデザイン性を重視したテントや配布物を作製し、「楽しい×オシャレ×集う」も意識した活動になっています。

地域では、「ゆるり」の活躍を待つ声が多くあり、地域全体がこの新たに誕生した組織に注目しており、「地域の賑わいの創出」への貢献が期待されています。



## 「和田の未来を考える会（和の会）」の発足

あさひ



和田地区では、平成 30 年度に地区の課題などを考える場として、「和田の未来を考える会（通称和の会）」を立ち上げました。その中で農地の荒廃を課題とする意見があり、対策として令和元年からエゴマ栽培に取り組んでいます。和の会での取り組みを受け、和田地区まちづくり推進委員会では耕作放棄地対策事業に取り組むこととしました。

この事業では和の会への支援の他、和田地区の全住民を対象とした農地保全のアンケートを実施しました。このアンケートは、農家・非農家にかかわらず、和田地区全体で課題を共有することを目的とし、今後この結果をもとに、地域の夢である「和田地区がいつまでも続いていくこと」を実現するため、活動を展開していきます。



## 弥栄の朝市「や市」

やさか



弥栄のみらい創造会議では、前身の安城地区まちづくり推進委員会が設立当初からおこなっている事業を継承し、毎月第 3 日曜日に弥栄の朝市「や市」を開催しています。地元の商品や加工品の認知度を高め、販売促進につなげるとともに、世代にとらわれない地域住民の交流の場となっており、現在は地元の生産者団体や加工品団体のみならず、他地域からの出店もあり、交流の広がりを見せています。

また、他団体との事業やイベントと同時開催しており、地域住民がまちづくり活動に参加する窓口としての役割も果たしています。特に子どもたちの協力も始まっており、出店の手伝いは基より子どもたちが企画立案をし、その意見を取り入れようとする動きも出始めています。



## 「口腔ケア事業」健康寿命を延伸し、元気に過ごせるまちづくりを目指して

みすみ



令和 3 年度より、まちづくり委員会・地域の歯科医院・リハビリテーションカレッジ島根・三隅支所市民福祉課と連携し、口腔ケア事業を行っています。対象者は、学校検診が終了した 18 歳から後期高齢者歯科検診対象前の 75 歳までの全住民です。

歯科医師とは、定期検診を受けるきっかけ作りのため、まちづくりセンターでの口腔チェックを行っています。自己負担は 1 割で、9 割は総合交付金から補助しています。通常の歯科検診と合わせ、舌圧測定が受けられることも魅力です。普段歯科にかからない地域の方が、受診後に歯科にかかった例もあり、地域の健康づくりに役立っています。リハカレには、言語聴覚士監修の口の体操、ブローイング、早口言葉など口腔機能維持のための「健口体操」を提案して頂き、地域への啓発をチラシやケーブル TV、センター便りで行っています。口の健康が身体の健康！を合言葉に、地域全体の健康づくりにつなげていきます。

# 資料編

## 浜田市協働のまちづくり推進条例

条 例	逐条解説
令和2年9月30日（条例第31号）	
目次	
前文	
<b>第1章 総則</b>	
第1条 目的	
第2条 定義	
第3条 基本理念	
<b>第2章 市民等の権利及び役割</b>	
第4条 市民等の権利	
第5条 市民等の役割	
<b>第3章 市の役割</b>	
第6条 市の役割	
第7条 市職員の育成及び参画促進	
<b>第4章 市民参画</b>	
第8条 市民参画の対象	
第9条 市民参画の方法	
<b>第5章 地域協議会</b>	
第10条 地域協議会の設置	
第11条 地域協議会の所掌事項	
第12条 地域協議会の組織	
第13条 地域協議会の委員の任期等	
第14条 委任	
<b>第6章 協働のまちづくりの推進</b>	
第15条 協働のまちづくりの推進	
第16条 まちづくりに関する情報の共有	
第17条 人材育成	
第18条 地区まちづくり推進委員会による推進	
第19条 まちづくり活動団体による推進	
第20条 市による推進	
第21条 推進体制	
第22条 協働のまちづくりの活動拠点	
第23条 事業者の協力	
第24条 高等教育機関との連携	
<b>第7章 雑則</b>	
第25条 条例の見直し	
第26条 その他	
附則	
（別表）	

条 例	逐条解説
<p><b>前文</b></p> <p>私たちのまち浜田市は、全国に誇れる海や山などの美しい自然と、石見神楽や石州半紙などの伝統・文化、豊かな自然を活かした多くの観光資源を有する島根県西部の中核都市です。</p> <p>平成17年10月の市町村合併では、独自の浜田那賀方式自治区制度により、「地域の特徴や地域らしさを大切にしたいまちづくり」に取り組んできました。</p> <p>しかしながら、急速に進む人口の減少や少子高齢社会といった情勢の中、担い手不足による防災活動や草刈作業といった地域活動の衰退や、これまで取組を進めてきた行財政改革による行政のスリム化により、地域だけ、市だけでは解決できない課題が増えています。</p> <p>こうした課題に取り組んでいくため、本市では、これまでの自治区制度に代わる、新しいまちづくりに向けた取組を始めています。</p> <p>これからは、本市に暮らす子どもから高齢者までの全ての人がお互いの特徴や役割、そしてお互いがパートナーであることを認め合いながら、自分の地域や市の出来事に関心を持ち、まちづくりに自ら参画することが求められます。</p> <p>また、市にも市民等との関係をもう一度見つめ直し、誰もがまちづくりに参画できるよう、分かりやすい市政運営と、市民等とのさらなる連携と協力が求められます。</p> <p>ここに、私たちの願いである「全ての人々が一体となった持続可能で元気な浜田」を目指し、誰もが参画でき、学ぶ</p>	<p>前段では、浜田市の概要について説明しています。</p> <p>ここに記載されているもののほか、島根県立大学をはじめとする高等教育機関を有し、学生の街としての顔を持つほか、沿岸部には豊富な水揚げを誇る浜田漁港、山間部には温泉、三隅や旭の棚田があるように、その魅力が海から山まで広範囲に及んでいる地域は全国的にも少なく、恵まれた環境を有しています。</p> <p>また、現在の浜田市は、平成17年10月、浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の5市町村が合併することで誕生しました。</p> <p>合併の際、「地域の特徴が薄れる」「市域が広範囲になり、住民の意見が届かなくなる」などといった住民の不安を軽減するため、「浜田那賀方式自治区制度」により、地域の特徴を活かした一体的なまちづくりを進めてきたところです。</p> <p>中段では、浜田市を取り巻く現状とこれからのまちづくりの方向について説明しています。</p> <p>浜田市も、他市と同様、急速に進む人口減少や少子高齢社会の影響で、これまで地域活動を担ってきた人材は減少し、地域では欠かせない身近なコミュニティ活動も困難になりつつある地域も増えています。</p> <p>まちづくりに対して関係団体と連携し、様々な課題を主体的に解決していこうという意識を持った市民も増え、活発なまちづくりが進んでいる地域もありますが、地域における更なる生活の多様化や個別化する課題を解決していくことは、これまでの取組だけでは難しくなっています。</p> <p>また、市もこれまで進めてきた行財政改革による行政のスリム化により、職員数も減らしていく必要があり、行政だけでは解決できない課題も増えてきたのが実情です。</p> <p>このような状況でも、全ての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることが行政の役割であることに変わりはありませんが、前述のとおり行政だけでは解決することができません。</p> <p>ついでに、「みんなが笑顔で暮らせるまち」を未来に残すため、市全体でまちづくりに取組み、これまで進めてきたまちづくりの良いところ、浜田市の持つ伝統や文化といった「浜田らしさ」を受け継ぎながら、さらに発展させていく仕組みを作っていくことが大切です。</p> <p>後段では、条例に込められた思いについて記載しています。</p>



条 例	逐条解説
<p>ことのできる活動拠点を整備するとともに、協働のまちづくりに対する意識を高め、市民等と市による地域の個性を活かした協働のまちづくりを更に推進するため、この条例を制定します。</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を定めるとともに、市民等及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、行動し、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 協働 市民等及び市が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に考え、行動することをいう。</p> <p>(2) まちづくり 市民等が地域の活動に参画し、自分達が暮らす地域をより住みよくしていくことをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に居住し、又は通勤若しくは通学をする者をいう。</p> <p>(4) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。</p> <p>(5) まちづくり活動団体 地域のまちづくりを行うため、自治会、町内会その他当該地域で活動する各種団体のうち、政治活動又は宗教活動を主たる目的としないものをいう。</p>	<p>市民等の皆さんに「条例」という形でお示しすることで、皆さんの役割や、様々な団体との関わり方をもう一度確認してもらい、主体的にまちづくりに参画するきっかけとなればと考えます。</p> <p>これから進めるまちづくりにより「全ての人が一体となった持続可能で元気な浜田」の実現を目指します。</p> <p>【解説】</p> <p>第1条は、この条例の目的を定めたもので、条例を制定する目的を簡潔に表現したものになります。条例全体の解釈や運用の方針となるものです。</p> <p>この条例の目的は、「基本的な理念」や「まちづくりの主役である市民等と市の役割」を明文化することにより、市民等の皆さんや市の職員へ意識付けをすること、自分たちの力で幸せに暮らせる魅力ある浜田市を実現することを目的としています。</p> <p>【解説】</p> <p>この条例で使用している用語について定義していません。</p> <p>(1) 協働 市民と市、まちづくり活動団体と市など、複数の主体が対等な立場で連携、協力し、同じ目的のために共に考え、共に行動することを指します。</p> <p>(2) まちづくり 地域社会と関わりのある様々な主体が、地域をより暮らしやすい環境にしていこうとする社会活動のことです。</p> <p>(3) 市民 市内に住んでいる人だけでなく、市内で働く人や市内に通学する人を含めて「市民」としています。 市内に住んでいる人に限らず、市内で働く人や市内に通学する人を含めることで、浜田市に関わりのある幅広い人が、協働のまちづくりに参画することにより、様々な地域の課題を解決することが可能になることが期待されます。</p> <p>(4) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行っている、個人や法人のことを指します。</p> <p>(5) まちづくり活動団体 自治会、町内会など自治活動を行う組織や、子供会、PTA、NPOやサークルといった市民活動団体</p>

条 例	逐条解説
<p>(6) 地区まちづくり推進委員会 まちづくり活動団体のうち、その地区の課題の解決や活性化を図るための組織として市長が認定したものをいう。</p> <p>(7) 市民等 市民、事業者及びまちづくり活動団体をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 協働のまちづくりは、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき推進しなければならない。</p> <p>(1) 一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、一体的なまちづくりに向けて、積極的に取り組むこと。</p> <p>(2) 人や地域のつながりを大切にし、お互いを尊重し助け合うとともに、それぞれの特性や得意分野を活かすこと。</p> <p>(3) 本市の自然、伝統及び文化を次世代に継承するとともに、地域の個性を活かすこと。</p> <p>(4) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有すること。</p> <p>第2章 市民等の権利及び役割</p> <p>(市民等の権利)</p> <p>第4条 市民等は、まちづくりに参画し、意見を述べる権利を有する。</p> <p>2 市民等は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。</p>	<p>など、まちづくりを目指して活動を行っている団体を指します。</p> <p>(6) 地区まちづくり推進委員会 本市の特徴的な組織で、地域の課題の解決や地域の活性化を図るために組織され、市長が認定した団体のことを指します。 まちづくり活動団体の一つではありますが、市も地区まちづくり推進委員会の設立を推進しており、既に組織されている地域では、まちづくり活動の中心的な役割を担っています。 認定要件については、浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱により別途規定されています。</p> <p>(7) 市民等 (3)に定める市民のほか、(4)に定める事業者及び(5)に定めるまちづくり活動団体のことを指します。</p> <p>【解説】 この条例の基本原則を定めたもので、まちづくりの具体的な進め方について規定しています。 これまで地域が主体となっていた地域課題への取組や、行政が主体となっていた施策の進め方を見直し、地域社会を構成する多様な主体がそれぞれ主役であることを自覚して、お互いを尊重し助け合いながら、それぞれが持つ特性や得意分野を持ち寄って、連携、協力することにより、一体的なまちづくりを進めていこうとするものです。 地域だけ市だけでなく、他の主体も一緒になってまちづくりを進めることは、これまで個々では対応できなかった課題に取り組むことを可能にし、市民サービスの更なる向上につながるものと考えます。 また、(3)では、浜田市の豊かな自然と、温かい人情、多彩な地域資源や地域の個性を活かしたまちづくりを大切にしたい条例となっています。</p> <p>【解説】 市民等の権利について定めています。 市民等の皆さんは、協働のまちづくりにおいて、まちづくりなどに参画し意見を述べる権利、まちづくりに関する情報を知る権利があることを明確に示しています。 この内容は、規定されるまでもなく当然の権利ではありますが、市民等の皆さんには、ここに規定する権利を持っているという意識をもって、まちづくりに参画して</p>

条 例	逐条解説
<p>(市民等の役割)</p> <p>第5条 市民等は、基本理念にのっとり、まちづくりの主役であることを認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、まちづくりへの参画に当たっては、地域の個性を大切にし、それぞれの立場や違いを認めて行動するものとする。</p> <p>第3章 市の役割</p> <p>(市の役割)</p> <p>第6条 市は、基本理念にのっとり、市民等がまちづくりについて自ら考え、参画することができるよう、必要とするまちづくりに関する情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>2 市は、市民等にまちづくりについて分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応するものとする。</p> <p>3 市は、市民等が参画する様々な機会を積極的に設け、市民等の考え、意見等を把握し、まちづくりに反映するよう努めるものとする。</p> <p>(市職員の育成及び参画促進)</p> <p>第7条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市の職員に対して研修等を実施し、その育成を図るものとする。</p> <p>2 市の職員は、協働のまちづくりを理解し、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。</p>	<p>もらいたいという思いから、条文として規定したものです。</p> <p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを推進するための市民等と市の役割分担という視点から、市民等が、認識、行動すべき内容について定めています。</p> <p>市民等が、それぞれ主役であることを認識し、地域社会に関心を持ってまちづくりに関する情報を収集することや、積極的にまちづくりに参画することが、協働のまちづくりが活発に行われることに繋がります。</p> <p>また、まちづくりへの参画、協働に当たっては、それぞれの立場や違いを認め合って、得意分野を活かし、補い合うことで、持続可能なまちづくりが可能となるものと考えます。</p> <p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを実現していく上で、市民等と市の役割分担という視点から、情報提供や市民ニーズの把握、市民等との信頼関係構築など、市が担う役割について定めています。</p> <p>市は、市民等がまちづくりに参画するために必要となる情報を分かりやすく伝えることや市民等の声を把握しまちづくりに反映させていくために、参画しやすい仕組みを取り入れていくことが必要と考えます。</p> <p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを進めていくにあたり必要となる、市の職員の能力の向上と育成、意識の改革について規定しています。</p> <p>市の職員は、協働のまちづくりの推進に必要なコミュニケーション能力や情報収集能力といった個々の能力の向上、協働のまちづくりの認識を深めるため、研修等を実施します。</p> <p>市の職員は、業務の有無に関わらず積極的に地域活動に参画し、まちづくりに関わることで、自らも地域社会の一員であるという意識を醸成したいと考えます。</p>



条 例	逐条解説
<p style="text-align: center;">第4章 市民参画</p> <p>(市民参画の対象)</p> <p>第8条 市は、まちづくりに関する次に掲げる事項を行おうとするときは、その内容を公表し、市民等がこれに対する意見を述べ、又は提案することができる機会を設けるものとする。ただし、軽易な変更又は改正については、この限りでない。</p> <p>(1) 基本構想、基本的事項を定める計画及びこれらの実施計画の策定、変更又は廃止</p> <p>(2) 基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止</p> <p>(3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の策定、変更又は廃止</p> <p>(4) 公共施設等の設置に関する基本計画の策定、変更又は廃止</p> <p>(市民参画の方法)</p> <p>第9条 前条に規定する市民等が意見を述べ、又は提案することができる機会は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p>	<p><b>【解説】</b></p> <p>市民等の協働のまちづくりへの参画の対象範囲について具体的に定めています。</p> <p>また、その実施については、広報誌やケーブルテレビ、SNSなど適切な媒体を活用して市民等の皆さんに事前にお知らせすることとしています。</p> <p>(1) 基本構想、基本的事項を定める計画及び実施計画          浜田市の最上位計画である浜田市総合振興計画のほか、浜田市全体を対象として、市のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めるような総合的な計画のことをいいます。「～構想」「～計画」「～方針」などといった名称は問いません。また、それに付随する実施計画なども含まれます。</p> <p>このような計画は、まちづくりに大きく関わる重要な計画であり、まさに協働のまちづくりの根幹となるべきものであることから市民参画の対象としています。</p> <p>(2) 市の基本的な方針を定める条例          基本理念や基本方針を定めるものをいいます。これらの条例が定める基本理念や基本方針は、市民等と市が共通の認識を持ち共に目指すべき必要があることから、市民参画の対象としています。</p> <p>(3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度          (1)(2)に掲げるもの以外で、市民等に労力や負担を求める制度のことをいいます。(2)と同様、市民等の理解と協力が必要であることから、市民参画の対象としています。</p> <p>(4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画          不特定多数の市民等が利用する、もしくは多くの市民等が影響を受ける公共施設の設置に関する基本計画のことをいいます。これらの公共施設は、市民等の生活に密着していることから、施設等の設置に関する基本計画の策定や変更、廃止を市民参画の対象としています。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>第8条に規定している市民参画の対象となる事項に対する意見等を求めるために実施する「市民参画の方法」について具体的に定めています。</p> <p>以下、市民参画の方法について具体的に説明します。</p>

条 例	逐条解説
<p>(1) 審議会等での審議等</p> <p>(2) パブリックコメントの実施</p> <p>(3) 説明会の開催</p> <p>(4) アンケートの実施</p> <p>(5) ワークショップの開催</p> <p>(6) その他市長が適当と認める方法</p>	<p>(1) 審議会等での審議等 市の附属機関に位置づけられています。市から諮問された内容について、学識経験者や地域の代表など、専門的な知識や経験を持った人たちにより協議を重ね、答申を行ってまいります。 さらに、この審議会等の委員には公募委員を加え、市民等からの意見等を聴く機会を設けることとし、より多くの市民等の皆さんの意見を反映したまちづくりを目指したいと考えています。</p> <p>(2) パブリックコメントの実施 市の基本的な施策等を決定する過程において、その内容を(案)の段階で市民等の皆さんへ公表し、広く意見等を求め、寄せられた意見等を考慮して、最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見等については、その概要や意見等に対する市の考え方を公表することを言います。</p> <p>(3) 説明会の開催 市民等の皆さんに対し、市の施策や計画などの概要について直接説明し、質疑応答や意見交換を行うことで、広く様々な意見等を聴くための場のことを言います。</p> <p>(4) アンケートの実施 新たな施策などの立案や、これまでの検証を行うに当たり実施するもので、市民等の意見や考え等を把握するための方法です。 実施に当たっては、よりタイムリーな回答が得られるよう、施策などの内容に応じて対象者を限定するなど、範囲を定めて実施します。</p> <p>(5) ワークショップの開催 参加者が、決められた課題に対してグループで意見交換や共同作業を行い、その結果をもとに、参加者全体の意見として合意形成を図る方法で、体験、実践型の参加形式となります。 これまでも浜田市では、浜田市総合振興計画を策定する際、100人委員会として実施しており、市民等の意見を取り入れることが可能になるなど、その効果を実感しています。今後も同じような計画策定の際は、実施していきたいと考えています。</p> <p>(6) その他市長が必要と認める方法 これまで説明してきた5つ以外の方法で、より効果的な方法がある場合は、積極的にその方法を用いることとしています。</p>

条 例	逐条解説
<p style="text-align: center;">第 5 章 地域協議会</p> <p>(地域協議会の設置)</p> <p>第 10 条 地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、市長の附属機関として、別表に掲げる地域ごとに地域協議会を置く。</p> <p>(地域協議会の所掌事項)</p> <p>第 11 条 地域協議会は、その属する地域に係る次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(1) 総合振興計画その他これに準ずる計画の進捗状況に関する事項</p> <p>(2) 中山間地域振興対策に関する事項</p> <p>(3) 一体的なまちづくりに関する事項</p> <p>(4) 市の重要施策に関する事項</p> <p>(5) その他地域協議会が必要と認める事項</p> <p>2 市長は、前項の意見を尊重し、施策等に反映するよう努めるものとする。</p> <p>(地域協議会の組織)</p> <p>第 12 条 地域協議会は、委員 15 人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、その属する地域に住所を有し、当該地域の地区まちづくり推進委員会、自治会その他のまちづくり活動団体から推薦された者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(地域協議会の委員の任期等)</p> <p>第 13 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員の再任は、妨げない。</p> <p>3 委員は、その属する地域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。</p>	<p><b>【解説】</b></p> <p>これまでのまちづくりの推進の中で設置してきたものを引き継いで、この条例の中で規定したものです。</p> <p>役割や任期等については、次の条以降で詳細に規定していますが、ここでは、地域協議会と協働のまちづくりとの関わり方について、冒頭簡単に記載しています。</p> <p>今後も、地域協議会での協議内容やご意見を尊重し、市民等と市が一体となったまちづくりを進めていきたいと考えています。</p> <p>また、条文の最後に別表として地域協議会の区域について掲載しています。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>地域協議会の所掌事項について規定しています。</p> <p>この条例の求める一体的なまちづくりの推進について、地域協議会の中でも協議していくこととしました。</p> <p>その他にも、これまでと同様、浜田市の最上位計画である浜田市総合振興計画をはじめ、市の重要施策や地域の施策や課題について調査審議し、市長へ意見を述べるができることとしています。地域協議会での議論が活発に行われることで、さらなる協働のまちづくりが進んでいくものと考えます。</p> <p>また、地域協議会から出された意見については尊重し、市の行う施策等への反映に努めます。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>地域協議会の組織について規定しています。</p> <p>地域協議会は、各地域15人以内で組織することとし、委員の要件として、当該地域に住んでいる人で、当該地域の地域住民で組織する団体などから推薦された人としています。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>地域協議会委員の任期や再任の可否、当該地域の住民でなくなった場合の処遇について規定しています。</p> <p>委員の任期については、地区まちづくり委員会や自治会の任期なども考慮し、これまでどおり2年としています。再任について妨げないこととし、必要な場合は2年を超えて引き続き委員をしていただくことも可能です。</p> <p>また、当該地域から転居・転出した際は、地域協議会が当該地域の施策や課題を協議する場であるとの考えから、その職を失うこととしています。</p>

条 例	逐条解説
<p>(委任)</p> <p>第 14 条 地域協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第 6 章 協働のまちづくりの推進</p> <p>(協働のまちづくりの推進)</p> <p>第 15 条 市民等及び市は、お互いにそれぞれの特性を理解し、尊重し、及び補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するものとする。</p> <p>(まちづくりに関する情報の共有)</p> <p>第 16 条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報をお互いに広く発信し、収集することにより、その情報を共有するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、お互いに個々が持つまちづくりに関する情報に関心を持ち、共有するよう努めるものとする。</p> <p>(人材育成)</p> <p>第 17 条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成及び活用に努めるものとする。</p> <p>2 市民等及び市は、次世代のまちづくりを担う子ども、若者等の育成に努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>地域協議会の運営に必要な事項については、これまで同様、運営規則の規定により運営することとしています。</p> <p>【解説】</p> <p>市民等と市は、お互いが、まちづくりの主役であり、対等なパートナーであること、そして、足りないところを補いながら、協働のまちづくりを積極的に推進していくことを改めて規定しています。</p> <p>【解説】</p> <p>市民等及び市は、地域が今どのような状況にあり、どのような課題を抱えているのか、また、その課題に対してどのような活動や施策に取り組もうとしているのかなど、まちづくりに関する様々な情報をすばやく発信し、その情報を誰もが必要なときに簡単に入手できるよう、ケーブルテレビや広報誌、インターネットなど、様々な媒体を活用して、分かりやすく提供する必要があります。</p> <p>また、市民等もまちづくりに関する情報を共有することで、お互いの立場や役割を理解することが可能になります。</p> <p>このように、まちづくりに関する情報の共有に取り組むことは、地域社会への関心を高めるとともに、市民活動や施策への理解、市民参画へと繋がり、協働のまちづくりが活発になるものと考えます。</p> <p>【解説】</p> <p>地域の課題解決と協働のまちづくりを主体的かつ持続的に進めていくためには、生涯学習を基盤とした地域の活動を担う人材を発掘、育成していくことが必要です。</p> <p>市民等及び市は、子どもや若者が、「ふるさと郷育」をはじめとする社会教育活動や、地域の行事など、まちづくりに参画できる機会を積極的に設けていくことで、多様な視点をまちづくりに活かすことができると共に、将来を担う人材の発掘と育成を図ることができます。</p> <p>また、次世代のまちづくりを担う子どもをより良く育てるためには、地域ぐるみで子育て家庭を育てていく、家庭教育支援の視点も重要です。</p>

条 例	逐条解説
<p>(地区まちづくり推進委員会による推進)</p> <p>第 18 条 地区まちづくり推進委員会は、当該地区の個性を活かしたまちづくりを進めるため、地域協議会及び他のまちづくり活動団体と連携し、共通の施策や課題に取り組むものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>地域のまちづくりを行うために組織された地区まちづくり推進委員会のあり方について規定しています。</p> <p>これまで、地区まちづくり推進委員会が核となり、中心となって、まちづくりに取組んでいただいております。今後もこの体制が全市に広まるよう、推進していきたいと考えています。</p> <p>その役割については、地域の実情に合わせ、お互いの良いところを活かしたまちづくりを行うことで、より良いまちづくりに繋がるものと考えます。</p> <p>また、実際の活動内容については、浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱に別に定められているため、ここでは、地域協議会をはじめとするその他団体との連携についての記載に留めています。</p>
<p>(まちづくり活動団体による推進)</p> <p>第 19 条 まちづくり活動団体は、自らの持つ知識及び特性を活かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。</p> <p>2 まちづくり活動団体は、積極的にまちづくりに関する情報を発信し、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民等に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>3 まちづくり活動団体は、他のまちづくり活動団体との交流及び連携を図るよう努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>まちづくり活動団体は、安全・安心、文化、健康、生きがい活動などの市民ニーズへの対応や市民生活の維持、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として活動しています。</p> <p>また、市民生活をめぐる保健福祉、環境衛生、安全安心、文化振興や子育てなどの各分野での地域課題についても、各団体が有する知恵や知識を活かしながら、解決に努めていただいております。</p> <p>しかし、まちづくり活動団体はその活動を持続させるためには、認知と定着を図ることが必要です。そのためには、自らの活動が広く市民等に理解され、受け入れられる環境をつくることです。</p> <p>まちづくり活動団体相互の連携は、幅広い人とのつながりを作っていくことであり、お互いの得意とするもの、苦手なものを補いながら活動を行うことにより、団体運営の気づき生まれ、団体活動を高め、発展した活動が生まれるというメリットがあります。</p>
<p>(市による推進)</p> <p>第 20 条 市は、市民等に対し、協働のまちづくりに関する啓発を行うものとする。</p> <p>2 市は、地域の実情に配慮した上で、協働のまちづくりの推進に必要な人的、技術的又は財政的な支援等を行うものとする。</p> <p>3 市は、各所属において積極的に協働のまちづくりを推進するとともに、所属を超えた取組についても推進するものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>市は、協働のまちづくりに関する情報を広報誌、ホームページ、フォーラムなど様々な方法により、わかりやすく提供、啓発することが必要です。まちづくりに関する情報を知ることで、市民等のまちづくりへの関心が高まるとともに、市民等一人ひとりがまちづくりを我が事として捉え、主体的に関わるなど、協働のまちづくりの推進につながるものと考えます。</p> <p>また、まちづくりにおける地域差を是正し、協働を持続的に推進していくため、コミュニティセンター運営の</p>

条 例	逐条解説
<p>(推進体制)</p> <p>第 21 条 市は、協働のまちづくりに係る推進計画を策定し、その進捗状況について検証するための組織を置くものとする。</p>	<p>サポートを行う人的支援や、社会生活における条件が不利な地域への予算配分といった財政的な支援についても実施していくこととし、集える施設がない地域、役員の兼務による負担増や担い手不足などの悩みを抱える地域に対する支援に努めます。</p> <p>市だけでは克服することが難しい課題であっても、市民やまちづくり活動団体、事業者といった様々な主体と協働することで解決していきたいと考えます。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>条例制定後は、協働のまちづくりの推進について、推進計画を策定し、その進捗について、検証を行うことで取組を進めます。</p> <p>なお、推進計画については、浜田市の最上位計画である、浜田市総合振興計画において「協働のまちづくり」が、大綱の一つとして章立てされていることから、その中で計画目標を定めていくこととしています。</p> <p>また、その検証については、外部委員による浜田市総合振興計画審議会の中で行うこととし、市民の皆さんと一緒に、協働のまちづくりを推進していきたいと考えます。</p>
<p>(協働のまちづくりの活動拠点)</p> <p>第 22 条 市は、社会教育・生涯学習の推進の拠点である公民館に、協働のまちづくりを推進する役割を加え、その活動拠点として、施設の整備及び充実を図るものとする。</p>	<p><b>【解説】</b></p> <p>市立公民館に、社会教育や生涯学習を推進していくといった役割に加え、協働のまちづくりを推進する役割を持たせること、また、まちづくりの活動拠点を公民館とすることを明確にした規定となります。</p> <p>これまでの公民館としての機能を維持したまま、まちづくりの役割を持たせることになることから、市は、人的な支援（人員体制やコーディネーターによるサポートなど）についても配慮し、併せて、施設の整備・充実を図っていくこととしています。</p> <p>また、これまで公民館で培われてきた活動を引継ぎ、社会教育の手法による人づくりを土台としてこそ、まちづくりが可能となることを認識した上で、まちづくりを進めていくこととします。</p>
<p>(事業者の協力)</p> <p>第 23 条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p><b>【解説】</b></p> <p>市内の事業者も地域社会の一員として、まちづくり活動に協力し、地域と一体となって協働のまちづくりを進めることとしています。</p>
<p>(高等教育機関との連携)</p> <p>第 24 条 市民等及び市は、高等教育機関（学校教育法（昭</p>	<p><b>【解説】</b></p> <p>浜田市には、島根県立大学、リハビリテーションカレ</p>



条 例	逐条解説
<p>和 22 年法律第 26 号) に規定する大学 (大学院及び短期大学を含む。) 及び専修学校をいう。) と連携し、教育若しくは研究の成果又はこれらに関わる人が、協働のまちづくりの推進に寄与することができるよう努めるものとする。</p> <p>第 7 章 雑則</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第 25 条 市長は、この条例の施行の状況について検討し、必要に応じてその見直しを行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第 26 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 (浜田市自治区設置条例等の廃止)</p> <p>2 次に掲げる条例は、廃止する。 (1) 浜田市自治区設置条例(平成 17 年浜田市条例第 308 号) (2) 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例 (令和元年浜田市条例第 17 号) (3) 浜田市地域振興基金条例 (平成 17 年浜田市条例第 79 号) (地域協議会の委員の委嘱及び任期の特例)</p> <p>3 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日において現に前項第 1 号の規定による廃止前の浜田市自治区設置条例第 6 条第 2 項の規定により委員に選任されている者は、施行日において、第 12 条第 2 項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなす委員の任期は第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までとする。 (浜田市地域振興基金条例の廃止に伴う準備行為)</p> <p>4 浜田市地域振興基金条例第 6 条の規定にかかわらず、</p>	<p>ッジ島根などの高等教育機関があり、専門的で多分野に及ぶ社会的、学術的資源を有する教育・研究機関としての役割を担っています。</p> <p>ここでの教育や研究の成果が、地域のまちづくりに活かされるよう、日ごろから連携をとることが必要です。</p> <p>また、これら高等教育機関には、多くの学生が在籍しています。その学生達にまちづくりに参画してもらうことにより、若い多様な視点を取り込むことができ、より活力あるまちづくりが可能になると考えます。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>協働のまちづくりを進めていく中で、社会情勢や地域の実情の変化を認識し、市民等の意見を聴いた上で条例の見直しが必要と判断した際は、その意見を踏まえながら条例の見直しができることを規定しています。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>この条例で定めるもの以外に、条例を施行するうえで必要な事項が発生した場合は、その内容にあった形式(「規則」「要綱」「要領」など)により定めることを規定したものです。</p>

条 例	逐条解説
<p>同条例に基づく浜田市地域振興基金は、附則第2項第3号の規定による同条例の廃止に当たり、施行日前において、これを処分することができる。</p> <p>(浜田市行政組織条例の一部改正)</p> <p>5 浜田市行政組織条例(平成17年浜田市条例第16号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条の表地域政策部の項第2号を次のように改める。</p> <p>(2) 協働のまちづくりに関すること。</p> <p>(浜田市附属機関設置条例の一部改正)</p> <p>6 浜田市附属機関設置条例(平成17年浜田市条例第18号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表教育委員会の部浜田市立学校統合計画審議会の項及び浜田市学校給食審議会の項中「各自治区」を「各地域」に改める。</p> <p>(浜田市防災行政無線施設条例の一部改正)</p> <p>7 浜田市防災行政無線施設条例(平成18年浜田市条例第9号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第5項中「弥栄自治区内」を「弥栄地域内」に改める。</p> <p>別表第1中「浜田自治区」を「浜田地域」に、「金城自治区」を「金城地域」に、「旭自治区」を「旭地域」に、「弥栄自治区」を「弥栄地域」に、「三隅自治区」を「三隅地域」に改める。</p> <p>(浜田市生活路線バス条例の一部改正)</p> <p>8 浜田市生活路線バス条例(平成19年浜田市条例第9号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第2中「旭自治区」を「旭地域」に、「金城自治区」を「金城地域」に、「浜田自治区」を「浜田地域」に、「弥栄自治区」を「弥栄地域」に改め、同表備考第4項を削る。</p> <p>(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>9 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会委員及び部会委員の項を削る。</p>	



条 例		逐条解説
別表（第10条関係）		
地域	区域	
浜田地域	外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸ヶ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町、東平原町、鍋石町、櫛田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、国分町、久代町、下府町、宇野町、下有福町、大金町	
金城地域	金城町久佐、金城町宇津井、金城町今福、金城町追原、金城町入野、金城町上来原、金城町下来原、金城町七条、金城町波佐、金城町長田、金城町小国	
旭地域	旭町坂本、旭町今市、旭町丸原、旭町木田、旭町山ノ内、旭町和田、旭町重富、旭町本郷、旭町都川、旭町来尾、旭町市木	
弥栄地域	弥栄町長安本郷、弥栄町三里、弥栄町程原、弥栄町大坪、弥栄町稲代、弥栄町高内、弥栄町門田、弥栄町小坂、弥栄町栃木、弥栄町木都賀、弥栄町野坂、弥栄町田野原	
三隅地域	三隅町岡見、三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内、三隅町折居、三隅町東平原、三隅町三隅、三隅町向野田、三隅町河内、三隅町矢原、三隅町下古和、三隅町上古和、三隅町井川、三隅町黒沢、三隅町井野、三隅町室谷、三隅町芦谷	

## 浜田市まちづくりセンター条例

### (目的及び設置)

第1条 浜田市協働のまちづくり推進条例(令和2年浜田市条例第31号)第3条に規定する基本理念に基づく協働のまちづくり並びに人材を育成する社会教育及び生涯学習を推進することにより、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を図るため、同条例第22条の規定に基づき、浜田市まちづくりセンター(以下「まちづくりセンター」という。)を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 まちづくりセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浜田まちづくりセンター	浜田市殿町6番地1
石見まちづくりセンター	浜田市黒川町131番地2
長浜まちづくりセンター	浜田市熱田町1441番地18
周布まちづくりセンター	浜田市周布町イ374番地
大麻まちづくりセンター	浜田市西村町1038番地8
美川まちづくりセンター	浜田市内村町592番地1
国府まちづくりセンター	浜田市国分町1981番地136
久佐まちづくりセンター	浜田市金城町久佐イ575番地7
今福まちづくりセンター	浜田市金城町今福105番地2
美又まちづくりセンター	浜田市金城町追原176番地
雲城まちづくりセンター	浜田市金城町下来原171番地
波佐まちづくりセンター	浜田市金城町波佐イ441番地1
小国まちづくりセンター	浜田市金城町小国イ160番地1
今市まちづくりセンター	浜田市旭町今市641番地1
木田まちづくりセンター	浜田市旭町木田219番地13
和田まちづくりセンター	浜田市旭町和田1284番地
都川まちづくりセンター	浜田市旭町都川889番地
市木まちづくりセンター	浜田市旭町市木2919番地2
安城まちづくりセンター	浜田市弥栄町長安本郷544番地1
杵束まちづくりセンター	浜田市弥栄町木都賀イ526番地4
岡見まちづくりセンター	浜田市三隅町岡見516番地
三保まちづくりセンター	浜田市三隅町湊浦120番地
白砂まちづくりセンター	浜田市三隅町折居883番地
三隅まちづくりセンター	浜田市三隅町向野田581番地
黒沢まちづくりセンター	浜田市三隅町下古和1518番地
井野まちづくりセンター	浜田市三隅町井野へ1816番地2

2 市長は、必要に応じて、まちづくりセンターに分館を置くことができる。

### (職務権限の特例)

第3条 まちづくりセンターは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23

条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する。

(事業)

第4条 まちづくりセンターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 協働のまちづくりを推進する事業
- (2) 社会教育及び生涯学習を推進する事業（社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事業に関するものを含む。）
- (3) その他まちづくりセンターの設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第5条 まちづくりセンターにセンター長及び主事を置き、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第6条 センター長は、まちづくりセンターの行う各種事業を所掌し、所属職員を指揮監督する。

2 主事その他の職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。

(開館時間及び休館日)

第7条 まちづくりセンターの開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

- (1) 開館時間 午前9時から午後9時まで
- (2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで

(使用許可)

第8条 まちづくりセンターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認める使用をするとき。
- (4) その他まちづくりセンターの管理上支障があると認める使用をするとき。

(使用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) その他まちづくりセンターの管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(特別設備等の制限)

第 10 条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第 11 条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第 12 条 使用料は、まちづくりセンターの施設のうち、市長が別に定めるものにつき、別表の左欄に掲げる施設の面積区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 使用者は、市長に使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 13 条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 14 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由その他市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第 15 条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第 9 条第 1 項の規定により使用の中止を命じられたときは、速やかに使用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第 16 条 使用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る施設等の使用の許可その他まちづくりセンターの運営に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(浜田市立公民館条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 浜田市立公民館条例（平成 17 年浜田市条例第 95 号）
- (2) 浜田市立マリン交流センター条例（平成 17 年浜田市条例第 97 号）
- (3) 浜田市弥栄老人福祉センター条例（平成 17 年浜田市条例第 138 号）
- (4) 浜田市老人憩いの家条例（平成 17 年浜田市条例第 148 号）

(経過措置)

4 施行日の前日までに、前項第 1 号の規定による廃止前の浜田市立公民館条例又は同項第 2 号の規定による廃止前の浜田市立マリン交流センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例

の相当規定によりなされたものとみなす。

- 5 第 12 条から第 14 条まで及び別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。  
(浜田市公告式条例の一部改正)
- 6 浜田市公告式条例（平成 17 年浜田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。  
別表中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。  
(浜田市支所及び出張所設置条例の一部改正)
- 7 浜田市支所及び出張所設置条例（平成 17 年浜田市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。  
別表浜田市弥栄支所杵束出張所の項中「弥栄町木都賀イ 528 番 1」を「弥栄町木都賀イ 526 番地 4」に改める。  
(浜田市防災行政無線施設条例の一部改正)
- 8 浜田市防災行政無線施設条例（平成 18 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 1 3 受信設備（浜田自治区）の部石見公民館細谷分館付近の項及び石見公民館長見分館敷地の項から石見公民館宇津井分館敷地の項までの規定中「公民館」を「まちづくりセンター」に改め、同部マリン交流センター敷地の項中「マリン交流センター」を「長浜まちづくりセンター」に、「熱田町 1448 番地 18」を「熱田町 1441 番地 18」に改め、同部周布公民館敷地の項、大麻公民館敷地の項、美川公民館西分館敷地の項、美川公民館敷地の項及び国府公民館敷地の項、同表（金城自治区）の部久佐公民館付近の項並びに同表（三隅自治区）の部岡見公民館敷地の項中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。  
別表第 2 3 陸上移動局の部ウ 可搬用無線機の項中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。  
(浜田市生活路線バス条例の一部改正)
- 9 浜田市生活路線バス条例（平成 19 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 1 三隅路線の部地区連絡線の項中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。  
(浜田市立図書館条例の一部改正)
- 10 浜田市立図書館条例（平成 25 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 1 項の表浜田市立弥栄図書館の項中「弥栄町木都賀イ 528 番地 1」を「弥栄町木都賀イ 526 番地 4」に改める。  
第 3 条第 8 号中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。  
(浜田市美川西ふれあいセンター条例の一部改正)
- 11 浜田市美川西ふれあいセンター条例（平成 17 年浜田市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条を次のように改める。  
第 2 条 削除  
第 3 条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 2 号を次のように改める。  
(2) 休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで  
第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とする。  
第 5 条、第 6 条及び第 10 条中「教育委員会」を「市長」に改める。  
(浜田市美川西ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)
- 12 施行日の前日までに、前項の規定による改正前の浜田市美川西ふれあいセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の浜田市美川西ふれあいセンター条例の相当規定によりなされたものとみなす。  
(旧浜田市農業構造改善センター条例の設置目的の承継)

- 13 美川まちづくりセンターについては、浜田市農業構造改善センター条例を廃止する条例（平成 22 年浜田市条例第 10 号）の規定による廃止前の浜田市農業構造改善センター条例の設置の目的を承継するものとする。

## ○浜田市まちづくりセンター条例施行規則

令和 2 年 12 月 18 日 規則第 57 号

### 浜田市まちづくりセンター条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、浜田市まちづくりセンター条例（令和 2 年浜田市条例第 40 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（分館の設置）

第 2 条 条例第 2 条第 2 項の規定により、次の分館を設置する。

名称	位置
石見まちづくりセンター 細谷分館	浜田市三階町 2130 番地 1
石見まちづくりセンター 長見分館	浜田市長見町 956 番地 2
石見まちづくりセンター 後野分館	浜田市後野町 779 番地 2
石見まちづくりセンター 佐野分館	浜田市佐野町イ 337 番地 1
石見まちづくりセンター 宇津井分館	浜田市宇津井町 529 番地
美川まちづくりセンター 東分館	浜田市鍋石町 530 番地 3
美川まちづくりセンター 西分館	浜田市田橋町 494 番地 2
国府まちづくりセンター 宇野分館	浜田市宇野町 281 番地 3
国府まちづくりセンター 有福分館	浜田市下有福町 20 番地 1

（使用許可の申請）

第 3 条 条例第 8 条第 1 項又は第 10 条の規定により浜田市まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の使用の許可又は特別の設備等の使用の許可を受けようとする者（以下「使用許可申請者」という。）は、まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書（様式第 1 号。以下「使用許可兼減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（使用許可）

第 4 条 市長は、前条の申請があったときは、許可の可否を決定し、許可したときは、まちづくりセンター使用許可兼使用料減免決定通知書（様式第 2 号。以下「使用許可兼減免決定通知書」という。）を使用許可申請者に交付するものとする。

（使用許可の変更）

第 5 条 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可された事項を変更しようとするときは、使用許可兼減免決定通知書を添えて、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の許可をしたときは、当該使用許可兼使用料減免決定通知書に変更に係る事項を記載して返付するものとする。

（使用の取消し）



第6条 使用者は、使用開始前に施設等の使用の取消しをしようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第13条の規定により使用料を減額し、又は免除することができるとき、及びその額は、別表に掲げるとおりとする。

2 条例第13条の規定により使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、使用許可兼減免申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、減免の可否を決定し、減免申請者に使用許可兼減免決定通知書により通知するものとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第14条ただし書の規定により既に納付した使用料（以下「既納使用料」という。）を還付することができるとき、及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害又は使用者の責めに帰さない理由により、使用できなくなったとき 当該既納使用料の全額

(2) 使用者が、使用開始のときまでに使用の取消しについて市長の承認を得たとき 当該既納使用料の全額

(3) 使用者が、使用の許可の変更について市長の許可を受けた場合において、変更後の使用の許可に係る使用料の額に対し、既納使用料に過納金が生じたとき 当該過納金の額

(損傷等の届出)

第9条 条例第16条の届出は、まちづくりセンター損傷紛失等届（様式第3号）によるものとする。

(係員の立入り)

第10条 まちづくりセンターの係員は、施設等の管理上必要があるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者及びその関係者に必要な指示をすることができる。

(使用に係る事故の責任)

第11条 施設等の使用に係る事故については、使用者がその責めを負うものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(浜田市弥栄老人福祉センター条例施行規則及び浜田市老人憩いの家条例施行規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 浜田市弥栄老人福祉センター条例施行規則（平成17年浜田市規則第99号）

(2) 浜田市老人憩いの家条例施行規則（平成17年浜田市規則第108号）

別表（第7条関係）

区分	減免の額
(1) 市が主催し、共催し、又は後援する事業のために使用するとき。	使用料の全額
(2) 市民等が協働のまちづくり又は社会教育若しくは生涯学習の推進に資する使用をするとき（営利を目的とする市民等が、物品を販売し、又は実費を超えて参加料等を徴収するときを除く。）。	
(3) 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校（大学院及び短期大学を含む。）、同法第124条の専修学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の児童福祉施設の活動として使用するとき。	
(4) その他市長が特別な理由があると認めるとき。	その都度市長が定める額

備考 この表において「市民等」とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者又は市内に所在する団体をいう。



## ○浜田市総合振興計画審議会条例

平成18年浜田市条例第6号

(目的及び設置)

第1条 浜田市の総合振興計画に関し必要な調査審議を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜田市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第2条 審議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員及び職員
- (3) 公共的団体の代表
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、総合振興計画に関する調査審議に要する間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則(平成22年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月17日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月19日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月20日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 総合振興計画審議会構成一覧

区 分	団 体
(1) 識見者	島根県立大学
(2) 関係行政機関の委員及び職員	浜田市教育委員会教育委員
(3) 公共的団体の代表	浜田商工会議所
	石央商工会
	浜田金融会
	浜田市社会福祉協議会
	島根県農業協同組合いわみ中央地区本部
	漁業協同組合 J F しまね浜田支所
	一般社団法人浜田青年会議所
	浜田女性ネットワーク
	連合浜田地区会議
	浜田圏域自立支援協議会
	浜田市 P T A 連合会
(4) その他市長が特に必要と認める者	浜田地域協議会
	金城地域協議会
	旭地域協議会
	弥栄地域協議会
	三隅地域協議会
	N P O 法人浜田おやこ劇場
	石見ケーブルテレビジョン株式会社
	協働のまちづくり検討部会
	若者会議
	公募委員

## 浜田市協働のまちづくり検討部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 浜田市協働のまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)に関し必要な調査審議を行うため、浜田市総合振興計画審議会の下部組織として浜田市協働のまちづくり検討部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 推進計画の策定及びその進捗管理に関する事項
- (2) 浜田市まちづくりセンター条例(令和2年浜田市条例第41号)第2条に規定するまちづくりセンターの検証に関する事項

(組織)

第3条 部会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員及び職員
- (3) 浜田市地域協議会の代表(各地域1人)
- (4) 地区まちづくり推進委員会の代表(各地域1人)
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる事務が完了する日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第7条 委員が会議に出席した場合は、報償費にあつては浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)別表この表に掲げる者を除く専門委員又は附属機関の委員に定める額、実費弁償にあつては同条例第5条の規定の例により支給する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、地域活動支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

協働のまちづくり検討部会構成一覧

区 分	団 体
(1) 識見者	浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会
(2) 関係行政機関の委員及び職員	浜田市社会教育委員の会
	浜田市まちづくりセンター合同連絡会
(3) 地域協議会の代表	浜田地域協議会
	金城地域協議会
	旭地域協議会
	弥栄地域協議会
	三隅地域協議会
(4) 地区まちづくり推進委員会の代表	後野町まちづくり推進委員会
	今福地区まちづくり委員会
	市木地区まちづくり推進委員会
	弥栄のみらい創造会議
	三隅地区まちづくり推進協議会

# 地区まちづくり推進委員会の設立状況

令和3年12月1日現在

地域	まちづくりセンター			団体名称（行政区順）	所属町内数 ※1②	団体 設立日※2	設立年度	世帯数 ※3	組織率 (②/①)
	No.	地区	町内数 ①						
浜田	1	浜田	120	1 外ノ浦・松原まちづくり推進委員会	9	令和元年9月28日	令和元年度	388	30.0%
				2 殿町まちづくり委員会	8	令和元年6月27日	令和元年度	499	
				3 田町まちづくり推進委員会	7	平成28年6月10日	平成28年度	211	
				4 えびす新町まちづくり推進委員会	6	平成28年6月13日	平成28年度	111	
				5 片庭連合会	6	令和3年6月5日	令和3年度	230	
	2	石見	101	6 浜田市長沢町まちづくり推進委員会	18	平成23年5月21日	平成23年度	1,701	66.3%
				7 みはし地域まちづくりネットワーク	33	平成25年8月28日	平成25年度	2,189	
				8 後野町まちづくり推進委員会	8	平成28年4月23日	平成28年度	168	
				9 佐野・宇津井地区まちづくり推進委員会	8	平成25年5月1日	平成25年度	160	
	3	長浜	28	10 長浜地区まちづくり推進委員会	28	平成23年4月17日	平成23年度	2,543	100.0%
	4	周布	36	11 周布地区まちづくり委員会	36	令和3年6月27日	令和3年度	2,294	100.0%
	5	大麻	3	12 大麻地区まちづくり推進委員会 ※4	3	平成21年9月18日	平成21年度	125	100.0%
	6	美川	27	13 美川地区まちづくりネットワーク	27	平成22年4月1日	平成22年度	840	100.0%
	7	国府	42	14 上府町まちづくり推進委員会	7	平成24年4月1日	平成24年度	569	100.0%
				15 久代地区まちづくり推進委員会	4	平成28年6月4日	平成28年度	163	
				16 とうがねまちづくり推進委員会	11	令和元年6月29日	令和元年度	792	
				17 国分の里まちづくりネットワーク	3	平成29年4月23日	平成29年度	171	
				18 下府町まちづくり推進委員会	9	平成25年4月1日	平成25年度	685	
				19 宇野町・下有福町・大金町まちづくり推進委員会	8	平成26年9月27日	平成26年度	278	
357			まちづくりセンター 7地区 地区まちづくり推進委員会 19団体	239			14,117	66.9%	
金城	8	久佐	8	20 久佐地区まちづくり振興会	8	平成23年11月1日	平成23年度	147	100.0%
	9	今福	9	21 今福地区まちづくり委員会	9	平成23年7月12日	平成23年度	225	100.0%
	10	美又	8	22 美又湯気の里づくり委員会	8	平成23年6月21日	平成23年度	143	100.0%
	11	雲城	23	23 雲城まちづくり委員会	23	平成23年6月23日	平成23年度	1,059	100.0%
	12	波佐	16	24 波佐まちづくり委員会	16	令和3年4月13日	令和3年度	222	100.0%
	13	小国	6	25 小国まちづくり委員会	6	令和3年4月25日	令和3年度	88	100.0%
70			まちづくりセンター 6地区 地区まちづくり推進委員会 6団体	70			1,884	100.0%	
旭	14	今市	24	26 今市地区まちづくり推進委員会	24	平成21年7月3日	平成21年度	680	100.0%
	15	木田	10	27 木田まち自治会	10	平成22年8月26日	平成22年度	124	100.0%
	16	和田	10	28 和田地区まちづくり推進委員会	10	平成22年4月25日	平成22年度	240	100.0%
	17	都川	4	29 都川地区まちづくり推進委員会	4	平成23年5月30日	平成23年度	122	100.0%
	18	市木	7	30 市木地区まちづくり推進委員会	7	平成23年3月26日	平成22年度	131	100.0%
55			まちづくりセンター 5地区 地区まちづくり推進委員会 5団体	55			1,297	100.0%	
弥栄	19	安城	32	31 弥栄のみらい創造会議	32	令和3年4月16日	令和3年度	662	100.0%
	20	杵束							
32			まちづくりセンター 2地区 地区まちづくり推進委員会 1団体	32			662	100.0%	
三隅	21	岡見	20	32 岡見地区まちづくり推進委員会	20	平成21年3月22日	平成20年度	597	100.0%
	22	三保	15	33 三保地区まちづくり推進委員会	15	平成22年2月24日	平成21年度	798	100.0%
	23	白砂	4	34 白砂まちづくり委員会	4	平成22年4月4日	平成22年度	118	100.0%
	24	三隅	21	35 三隅地区まちづくり推進協議会	21	平成22年3月29日	平成21年度	853	100.0%
	25	黒沢	11	36 黒沢まちづくり委員会	11	平成21年2月15日	平成20年度	120	100.0%
	26	井野	18	37 まちづくり推進委員会INO	18	平成21年4月28日	平成21年度	333	100.0%
89			まちづくりセンター 6地区 地区まちづくり推進委員会 6団体	89			2,819	100.0%	
<b>合計 603</b>			<b>まちづくりセンター 26地区 地区まちづくり推進委員会 37団体</b>	<b>485</b>			<b>20,779</b>	<b>80.4%</b>	

※世帯数は、令和3年2月1日時点

※市全体の世帯数:26,123

# NPO法人（特定非営利活動法人）一覧

令和3年12月1日現在

(設立順に掲載)

		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	観光	農山漁村・中山間地域	学術・文化・芸術・スポーツ	環境の保全	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同参画社会	子どもの健全育成	情報化社会	科学技術の振興	経済活動の活性化	職業能力・雇用機会	消費者の保護	連絡・助言・援助	条例で定めた活動
1	NPO 法人浜田おやこ劇場	○	○	○			○							○							○
2	特定非営利活動法人弥栄発生活リハビリティネット	○	○	○										○							○
3	特定非営利活動法人あいの会	○		○										○			○	○			○
4	特定非営利活動法人はとぼっぼ	○		○				○						○							○
5	特定非営利活動法人らんぐ・ぎーむ	○		○										○			○	○			○
6	特定非営利活動法人りべろ	○		○				○						○							○
7	特定非営利活動法人しまねの風							○									○				○
8	特定非営利活動法人わきあいあい	○	○	○		○		○						○			○	○			○
9	特定非営利活動法人創作てんからっと		○	○			○	○			○	○	○	○	○		○				○
10	特定非営利活動法人浜っ子作業所	○																○			○
11	特定非営利活動法人JAPAN 子宝 MONDE	○	○	○			○						○	○							○
12	特定非営利活動法人 B e i n g	○															○	○			
13	NPO 法人やさか風の里	○		○				○			○			○							
14	特定非営利活動法人えにしの里	○	○	○			○	○	○	○				○	○		○	○	○		
15	特定非営利活動法人浜田フットサルクラブ		○	○			○	○						○							○
16	特定非営利活動法人ホースセラピー・サーブ	○	○	○			○							○							
17	特定非営利活動法人海	○	○	○				○	○	○	○		○	○	○			○			○
18	特定非営利活動法人浜田ライフセービングクラブ	○	○	○			○	○	○	○				○				○			○
19	特定非営利活動法人かなぎの里山	○	○	○				○						○							
20	特定非営利活動法人浜田自立支援センターウェルチャーム	○	○	○													○	○			○
21	特定非営利活動法人浜田芸術文化のまちづくり推進協会			○			○														
22	NPO 法人美又ゆめエイト	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○		○	○	○	○	
23	特定非営利活動法人 T e a m R e d . A C		○				○	○		○				○							○
24	NPO 法人かなぎアスレチックきんた		○	○			○	○						○							○
25	特定非営利活動法人石州きずなの里	○	○	○				○						○			○	○			○
26	NPO 法人あったかいねっと	○	○	○			○				○			○				○			○
27	特定非営利活動法人いわみ活性化ネット		○	○			○							○	○	○		○			○
28	特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センター	○	○	○	○	○	○								○		○	○			○
29	特定非営利活動法人 Green-Light																○	○			

